

り。
公果土地下附政策。亞弗利加に於ける土地下附政策は公果自由國の採用せし開拓制度により一轉期を劃するに至れり。一八八五年初めて公果自由國が一個の國家を形成するや、間も無く總ての無所屬地を以て國有地と見做すべきを宣言したり。此の普遍的なる原則は同國に於て一八九〇年以降豫想外の大發達を來しぬ。即ち同年中歐洲列強の承認により公果自由國は輸入品に對し最高限一割の輸入税を課し得る事となり、國家の基礎も一層鞏固を加へしかば、愈々彼の有名なる開拓政策の實施に着手し、翌一八九一年北部地方の官憲に訓令を與へ全力を盡して國有地より生ずる産物を盡く國家の掌中に收むべしと命じたり。されば地方の官憲は此訓令を奉じ土民に對し森林より生ずる總ての産物は悉皆之を政府の倉庫に收納すべしと命じ、同時に爾後土民より直接に護謨、象牙の類を購入せし商人は贖物を享受したる者と見做すべき旨を布告せり。其翌年一八九二年に至り公果全國を三區に分ち、北部の一區は之を國家私領地(*domaine prive*)と稱し、全然個人の企業を禁じ土民は森林より收穫せる總ての物資を盡く官廳に收納せざる

可らず。第二區、即ち南東地方は特別布達の發せらるゝ迄は同じく個人の企業及び土地の私有を許さずと規定せるが實際上斯る布達は決して發布せらるゝ事無きを以て、結局私人の交易を拒否する結果となり、唯政府の關係せる**カタンガ**會社 *Katanga Co.* の獨占到委ねられ、同會社の純益中其三分の二は之を政府の手に納付しつゝあり。第三區、即ち南西地方は公然私人の企業に放置せらるゝと稱せらるゝも、個人の交易に對して附隨せしめたる條件過大に失し、税率も亦頗る過重なれば政府より特別の恩典及び特權を許容せられたる會社のみ能く此地方に事業を興し得るに止まる。一九〇一年に於て十四の拓植會社は大合同を決行し、**カサイ**會社 *Kasai Company* と改稱し、政府は其最大株主の位置を占めたり。斯て此**カサイ**會社は特許によつて此地方の輸出品たる森林の特産物に對し獨占權を附與せられぬ。又此地方における土地賣買には、一定の制限を附し賣買に關する條項の履行頗る困難なる上、賣買を許可せられたる地域も著しく狭少なりしかば、取引の行はれし數は殆ど言ふに足らざる程尠かりき。此の如くして自由國事實上の状態は大約左の如く説明するを得べし。即ち國家は直接に、又は收益の大部分を國家に

納付する特許會社の手を経て國內に於ける森林の資源を開拓し、特許を有せざる個人及び會社は全然事業を營む能はず、之を以て曾て國內の生産物に對し廣く其交易に與りたる舊商社は次第に撤退し去らざるを得ざりき。

斯る特許政策に對し多數の公法學者は各國民の商業に絶對的自由を認め、且つ何れの國と雖も公果國內に於て商事に關する獨占權又は特權を付與するため其主權を行使す可らずと規定せる一八八五年の伯林聯合協約に違反せりとて攻撃を加へたり。之に對し該政策を辯護する者の答ふる所によれば政府は無主地を利用すべき明確なる權利を有し又此等の土地に對し絶對の全權を行使するを得べく、其地域の大小に拘らず或は自ら使用せんがため之を保留するも、或は其欲する者に之を附與するも何等の差支なき筈なり。土地より生ずる天産物は之を收獲する土民にも屬せず、亦之を購入せる商人の所有物にも非ず、全く土地所有者に屬す可きものなり。されば地主は土民に對し生産物の收集及び其賣却に就き制限を附し得べく、其生産物は官廳の倉庫に收納せしめざる可らず、斯の如くして初めて能く土地より得らるゝ利益を地主の掌中に收め能ふ可きなりと。元より

法律制度は新奇にして預期す可らざる底に利用さるゝ事のあり得べきは吾人と雖も明白に承認する所なり、されど公正なる法律學上より認識せらるゝ公有地制度は公果國の立法家及び行政官の引用せるが如き推斷を其中に抱含する事なきは明にして否み難き所なり。勿論政府は無主の荒蕪地を利用し得べく又之を個人組合等に下附する事敢て不可ならず、然りと雖も此等の原則を樹立せし一般法は同時に又此種の土地を以て全人民に代り處理せらるゝ預托物と見做すべき根本的の原則を其根底と爲さざる可らず。故に如何なる文明國に於ても、斯く公有地より絶對に私人の企業を排し、或は此等の公有地を特種なる獨占の會社に使用せしむる者あるを聞かざる也。斯る土地は元來殖民地の住民に對する一個の公共的預托物と見做さざる可らず。公果自由國が其法律上の論據として供用したる制度を分解して其眞意を見れば、個人の再開地方に住居を營み或は之を開拓するを許さざる可らず。然るに公果政府は公共の預托物を變じて一個の私有物と見做し全く個人の企業を排除し、全開拓事業を特別なる會社の掌中に委し了んぬ。

(公果自由國に於て行はれたる土地政策の實せし多くの悲むべき結果の中殊に重大なるは、殖民地行政中に株式投機熱を輸入したることなるべし。政府と其特許會社の相結托せる)

特種の開拓手段行はれしため、會社の多數は巨額の純益を收め、例へばアビル會社 Abir Co. は一九〇一年に於て額面價格一千法の多數株券に對し、四百法の配當を提供し、當時株式市場に於て該株券は一株二萬五千法即ち拂込價格二百法の百二十五倍に當る、此突飛なる暴騰は實買せられたり。此の如きは他の諸拓殖會社株券に於ても同様にして、此突飛なる暴騰は非常な投機熱の勃興を促したり。されど要するに是れ一時的の亂相場なるを以て暫時の後覺醒の時期襲來し、數百萬の損耗を來したる者少からず。斯くて殖民地に投資の目的を以て提供せられたる莫大の資金は盡く成()
金の囊中を肥すに止まりたり。

斯の如き極端なる特許政策の結果天然の資源は無謀なる開拓により却つて荒廢するに至れり。是より同國の法律は森林の秩序ある保存を要求し、又國立の農事試験所はこれがため頗る有能なる努力を試みたりと雖も、唯目前の利益を求むるにのみ急なる開拓者は土民に多大の壓迫を加へ強制的に可成的多量の天産物を收穫せしめたり。されば土民は罰金及び體罰を免れんため原樹の保存、植付等に何等の顧慮を拂はず唯一途に謨護液の採集を事とせし結果、現今既に數百萬噐の森林は將來數十年の長さ何等の生産物をも生じ能はざる程に荒廢せり。其外土民に對し如何に此制度の慘憺たる害毒を齎したるやは次章に於て説明する所あるべし。

公果自由國に於ける前述の如き白耳義の特許政策は之に隣せる佛領公果に甚

大の影響を及しぬ。一八九八年同地方に於て土地の下附を要請する聲、俄然高きを加へ遂に同年中殖民地の土地下附制度に關する委員會を創設し、次いで其翌年大規模なる國有地下附政策を實施せり、而して同年末迄に總資本額合計六千萬法に及ぶ四十二個の會社の組織せられ、何れも皆多少の白耳義人之に關與せり、斯くして同殖民地の全地積此等の新設會社に下附せられぬ。而も斯る政策を執るに當り從來同地方の全然測量せられたること無きは勿論大體の踏査さへも行はれざりし事實と、從つて土地の下附に際しこれに正確なる制限を附すること不能なるの事實とは全然閑却せられし有様なりき。同國內地の事情に精通せる者も亦皆無にして、土地の下附を受けたる者が地方事情に關する知識に就き唯一の倚頼となせるは公果自由國より雇傭せる白耳義人に過ぎざりしなり。當時佛國政府が制定せる土地下附法は主として無償下附を行ひ、或は又個人的に競賣を以て拂下げ得べきものとせり。而て一萬ヘクタール以内の土地下附は殖民地政府自ら之を許可し得べく、此範圍以上の大地域の下附には佛國主務省の認可を必要とせり。又土地の下附には皆三十箇年の期限を附し其期限満了の際土地の耕作

せられある時は完全なる所有權を與へたり。而して下附地は其面積の二十分の一以上有利なる植物を栽培せるか、或は其十分の一以上穀類を耕作しつゝある時は之を耕作地と見做すものとす。斯て三十箇年の貸下期間中會社は毎年其純益の一割五分を政府に納付すべく、又護謨一噸を收獲する毎に少くも百五十本の護謨苗樹を新に植付く可しと規定せり。其外特許會社は舟楫の便ある河川に小蒸汽船を航行せしめ、軍事及び郵便事務用に關し之を政府の使用に供せしむべしとなせり。

佛領公果コンゴに於ける前記四十二の特許會社中、下附地の一萬平方基米突以下なる者なく、其大なる者に至りては實に十四萬平方基米突に及べり。斯の如くして同國全土の約二十分の十九に相當する七十五萬平方基米突の地積は盡く此等の會社に下附せられ終んぬ。凡そ斯る大國の全土を僅に數ヶ月の間に四十有餘の會社に配分し、其際即時に之に與かる力無かりし者を盡く排除し去るが如き放縱なる政策は曾て吾人の像想にだも及ばざりし所也。されば實際上此等の會社は殖民地の發達に殆ど何等の貢獻する所なく、其大半は最初土民勞力を以て容易に收

得し得べき利益によりて會社の財政状態を良好ならしめ能ふべしとの誤信を基礎とし、其事業を經營したるなれば皆資金の缺乏に苦みたるのみならず、幸に其經營緒に就きたる者も人跡未到の鬱然たる亞弗利加大森林中に其下附地を定むるに當り多大の困難に遭遇せざるを得ざりき。斯て漸く之を決定し得たりとするも多くは皆價值皆無なる沼澤地か然らざれば有利なる開拓地として僻陬に失せるの類に過ぎざりし也。此等の關係上各會社の株券相場も大抵有名無實の状況にして、其關係者が煽り立てしにも拘らず實際取引せられし株券は頗る少額に止まりたり。

一九〇二年佛國政府は特許會社のため特別の專任官吏を任命するに至りしが、其の後此等の特許會社は皆頻に不平の聲を放ち或は政府の規定せる條件の餘りに嚴峻に失するを言ひ、或は政府の宜しく公果自由國にて行ひたる所を學び事業収益に就き會社を援助せざる可らずと稱ふるの有様なりき。彼等は又土民兵を創設し且つ一般土民を強制して會社のため森林の生産物を收穫せしめざる可らずと主張せり。勿論佛國政府としては常に其殖民地を助けざる可らざるや明け

しと雖も、吾人は公果自由國に行はるゝが如き強制労働制度を佛領公果に輸入するの全然不可なるを信ずる者也。要するに此尨大なる特許政策が絶望的の失敗に終りたるは自明の理にして、之に代る可き一層堅實なる制度を必要とするも亦言を俟たず。佛領公果に於て創施せられたる法律は布達を以て西部亞弗利加の佛領殖民地全般に擴張せられたり。然りと雖も一萬ヘクタール以上の土地下附は尙之を許さず、又實際上大地域の下附を普く適用する事は一方土民の有する所有権の構成と、他方公果自由國の場合同様商業の獨占を禁ぜる英佛等の條約上の義務よりして其殆ど不可能なるを知るべき也。(ギニア及びセネガルに於ける下附地者一萬ヘクタールと定めらる。)

一般に佛領殖民地に於て國有地は或る程度迄開拓の營まる可きを條件とし期限付にて下附せらる。されど其下附地を他に讓渡し得べきや否やの問題に関しては各殖民地の間に多少の差異の存するあり。佛領公果に於ては政府の認可により讓渡をなし得べく、讓渡の真相が若し單に土地の集積に供せらるゝにある事明瞭なる場合には之を許可せず。マダガスカル島に於ては下附地は之に附隨せ

る總ての條件充實せられたる後初めて讓渡し得べしと規定す。又同殖民地にては百ヘクタール以下の土地下附は無償なれどそれ以上の大地域は一定の價格を以て拂下げらるゝ者とせり。佛國殖民地に於ては何れも國有地を二種に區別し公共の目的に充てんため國有として嚴に保全せらるゝ者を國家公領地(*domaine public*)と稱し、個人に下附し得べき國有地を國家私領地(*domaine privé*)と稱す。

カメルン殖民地に於て施行せらるゝ法律は獨領殖民地に於ける土地制度の汎例といふべし。該法律は帝室所領地の保留せらるゝ際常に土民將來の必要に應じ得べき充分の地域を残し置く可きを規定せり。帝室所領地の下附は一定の期限内に下附地の一部を開拓し建物を建造し、且つ開拓に必要な其他の設備を始むべき條件にて許可せられつゝあり。以上の條件不履行の罰則としては、或は下附地を沒收し、或は罰金を課せらるゝものとす。同國に於ては一時的大規模の土地下附政策大に勢を得たる事あり、一八九八年白耳義ブラツセルに於て組織せられたる南部カメルン組合は、約七百萬ヘクタール即ち二萬七千方哩に及ぶ大地域の下附を受け、翌一八九九年伯林に於て組織せられし北西部カメルン組合は一

層廣大なる下附地を取得せり。然して斯る下附に當り附隨せしめられたる條件に依れば、組合は十年以内に開拓のため三百萬馬克の資金を投じ、又其事業の收益中幾分を政府に納付せざる可らずとなしたり。獨逸政府が今後も如上の如く廣大なる土地の下附を許容すべしとは吾人の全く信じ能はざる所也。是より先き獨領東部亞弗利加會社は開拓の先鋒たりし故を以て、一八九〇年同國沿海地方及び一九三五年に完成を見るべき鐵道の沿線附近に廣大なる土地を下附せられ、加ふるに地代及び鑛山税より生ずる政府の歳入中其一半を享受しつゝあり。英領東部亞弗利加の土地政策は一九〇二年の帝室所領地勅令により確定せられたり。該勅令は土民の小農夫、農夫及び栽培業者の各々特別なる需要に應じ得べきため土地の下附を三種に區分せり。即ち土地は長期貸下又は拂下とするか、或は一時的の特別貸下によつて下附せられ、殊に第三の方法は唯土民又は歐洲人以外の移住民に對してのみ適用せらるゝものにて五哩以内の地域を限り、年毎に借換せらるゝ一種の貸下にして、其の停止に當つては三ヶ月前に通知を與へざる可らずと定め輕微なる地代を賦課せり。土地買受の規則とも見る可きは、大約左

し。各人は其宅地として百六十噎を政府より買受け得べく、若し三ヶ年以内に其十分の三以上を開墾したる時は更に四百八十噎の地域を買受くるの權あり。其買受價格は每一噎に付き十六ヶ年賦を以て、ニアナ(約八錢)つゝの年額を拂込むべき定にして、買受けたる土地は一ヶ年以内に之を占有せざる可らず。斯て總ての條件を完了したる後は之が讓渡隨意なりと雖も、其然らざる者は政府の許可なくして讓渡契約を結ぶを禁じたり。長期の貸下は上記の場合より廣大なる地域を許容せらるゝが、其期限を九十九ヶ年と定め土民の所有地に蠶入するを禁じ、又政府の許可なくして之を讓渡する能はざるものとす。此等の借地人は國內の開拓鐵道の敷設及び良政府の樹立等に就き國家の行政に援助を與へざる可らず。其借地面積の一割は之を永久的森林として保持すべく、森林皆無の地方にありては借地面積の百分の二に該當する地域に植林をなさざる可らずと規定せり。要するに東部亞弗利加の勅令は殖民地の土地下附問題を解決せんため適用せられたる最新最良の制度にして、大地區の下附は唯長期貸下の形式に依つてのみ之を許可し、純然たる拂下は個人の農地、植林地として適當なるが如き地域にのみ限られ

更に進んでは最も有用なる土民に對する小作地貸下制をも創設せるなり。されば此勅令は假令之を摸範と爲し難しとするも少くも殖民地に於ける土地政策の比較研究上に少からざる價值を有すといふべし。トランスヴァールの帝室所領地勅令に依れば土地は五ヶ年期を以て小地域の貸下をなす、又は六十回の半ヶ年賦を以て拂下げ得べしと規定す。

比律賓島に於ける公有地制度は一部分其摸範を米國の宅地法に採れり(一九〇三年比島委員會法令第九百二十六條)。米國又は比律賓島の市民は農地の十六ヘクタール以内に於て、住居を營み得べく、五ヶ年間繼續して其中に居住し耕作に従事せば或る種の特許を附與せらる。又公有地は之を米國及び比島の市民、或は組合に對し拂下ぐるを許すも、其地域は個人に對し十六ヘクタール以内、組合に對し千〇二十四ヘクタール以内と限られたり。此制限は米國議會の決定にかゝり、比律賓島評議員會は如上の地域が開拓事業に對し狭少に失すとの理由を以て之に反對せり。拂下出願者の撰定せる土地は公有地局に於て評價せらるべく、如何なる場合に於ても一ヘクタールに付き十ペソ(約五弗)以下なるを許さず。斯て評價

を經たる後之を競賣に付せらるゝなり。此外一箇年一ヘクタールに付き五十仙を最低限度とする地代を徵集して公有地の貸下をも許容しつゝあり。

鑛山ノ下附。 鑛山の下附は政府が總ての鑛物に對する所有權を確保せる地方例へば南亞のローデシア、佛領各殖民地及び獨領東部亞弗利加の如きにあつては政府より直接に之を許容せらるゝものとす。之に反し英領西部亞弗利加及びナイジェリアに於ては鑛山の特許下附は土族會長の許可を經て貸下の形式により行はれつゝあり。此等の諸地方に於て金鑛地の特許下附は五平方哩以上に及ぶを許さず。又其個人なると會社なるとを問はず、此等の特許區域合計二十平方哩以上に及ぶを許さざるなり。貸下の期限は九十九箇年以内とし、土族會長に拂はるべき貸下料の外、其收益の一部を政府に納付せざる可らず。アシヤンチ Ashanti に於ては斯る貸下の契約は其至當なりや否やを見極め、且つ會長が勞働者の供給に就き協力の準備をなせりや否やを確むべき職責を有する駐在官吏の面前に於て締結せらるゝものとす。

佛領及び獨領の各殖民地に於ては鑛山の試掘は一定の地域を限りて許さるゝ

のみ。(マダガスカル島に於ては二基米突半徑の圓形地、西部亞弗利加に於ては同じく、五十基米突、又獨領東部亞弗利加に於ては、二百乃至四百米突の方形地を以て最大限と規定)斯て若し金鑛を發見したる場合は、其他域を更に細分して下附せらるゝ規定なるが、其面積は西部亞弗利加に於て八百ヘクタール以内、マダガスカル島に於ては一平方基米突以内に制限せられたり。又各鑛山は其面積と總産額の比率(五分)によつて算定せられたる租税を納付せざる可らず。ローデシアに於ては鑛山の試掘は公有、私有の別なし、何れの土地にても之を行ふを許し其地域に就ても何等の制限を加へず。十個の鑛岩層千五百呎より六百呎か、又は一坑道か乃至は一沖積地層を採掘するの權利を付與せられ、個人又は會社の保有すべき鑛區の數にも制限なし。英領南亞會社は最初より國內の金鑛區中其半を占め得べき權利を保有し、其收益も莫大なりしが、一九〇二年に於ける同會社の配當額は三割に減少せり。ローデシアに於て登記せられたる鑛區總數の最近調査によれば、十萬七千五百八十六個の中二千十八は相當の採掘高を有せり。各殖民地を通じ共通なる原則とも見る可きは、政府の官吏が鑛山の特許下附に就き如何なる場合に於ても之に利害關係を有するを禁止せる事是也。

第八章 參考書目

A. OFFICIAL PUBLICATIONS

The Land Revenue Policy of the Indian Government. Calcutta, 1902.—Bibliothèque coloniale internationale. Série 3. Le régime foncier aux colonies. Bruxelles, 1898.—The Same. Série 6. Le régime minier aux colonies. Bruxelles, 1903.—Annuaire de Madagascar, 1899. 645, sq.—DUMER, La Situation de l'Indo-Chine. 287.—GALLIEN, Rapport d'ensemble. Part II. 280.—Deutsche Kolonialgesetzgebung. Edited by KREBOW and ZIMMERMANN.—Find resumé van het bij gouvernementen besluit do. 10 Juni, 1867, No. 2 bevolen onderzoek naar de rechten van de inlander op den grond op Java en Madoera. Batavia, 1876-1896. 3 vols.

B. THEATISES AND ARTICLES

ASPE-FLEURIMONT, Le Congo français. *Q. D. C.* 12: 586.—BADEN-POWELL, B. H., Land Systems of British India.—BERGSMÄ, W. B., De Convensie van Communitaal-en Erfelijk Bezit op Midden Java. Leiden, 1881.—BOOS, CH., "Les concessions du Congo." *Q. D. C.* 16: 181.—BOURDAHE, P., "Le Congo français." *Q. D. C.* 11: 213.—COLIN, M., Quelques questions algériennes. Paris, 1900. P. 189. Conférences sur les administrations tunisiennes. Suisse, 1899. 193.—COSTIN, A., Concession coloniale. Paris, 1899.—DAY, C., The Dutch in Java. New York, 1904.—DIANOUS, P. DE, Notes de législation.

tunisienne Ch. 7.—DISLERE, P., *Traité de législation coloniale*. Part I, p. 649.—ETIENNE, L., "Le Congo et l'Acte Général de Berlin." *R. P. et P.* 38:241.—GUY, C., *La mise en valeur de notre domaine colonial*. 91.—HOPKINS, E. W., *India, Old and New*. New York, 1901. 206-332.—HUNTER, W. W., *The Indian Empire*. 517.—Inst. Col. Int. *Compte rendu* 1900, P. 507. 1901, P. 58.—LANESSAN, J. L. DE, *La colonisation française en Indo-Chine*. Ch. 7.—LAVELEYE, P. DE, "Les entreprises belges a l'étranger." *Ann. Sc. Pol.* 1903.—LEROY-BEAULIEU, P., *L'Algérie et la Tunisie*. 60.—LEROY-BEAULIEU, P., *De la colonisation chez les peuples modernes*. I, 395. II, 179, 199.—LOBSTEIN, R., *La législation coloniale de l'Allemagne*. Paris, 1902. P. 127.—LORIN, H., "Le Congo Français." *R. d. D. M.* Oct., 1903.—LOUYER, J. DE, *Stats-en Administratief Recht*. 102-105.—MILLÉ, P., *Au Congo belge*. Paris, 1899.—MONEL, E. D., *Affairs of West Africa*. Ch. 28.—MOURRY ET BRUNEL, *L'année coloniale*. 1899. 60.—PERRI, M., *Les colonies françaises*. I. 65, 303.—RENAUD, M., *Le régime foncier dans les colonies françaises de l'Afrique*. Oaen, 1903.—RENAUD, le Capitaine, *La colonisation au Congo Français*. Paris, 1901.—STRACHEY, Sir. J., *India*. 2nd Ed. 333.—VIOLETTE, R., *L'Act Torrens*. Paris, 1900.—WAKEFIELD, E. G., *A View of the Act colonization*. London, 1849.

第九章 労働問題

殖民地に於ける商業及び工業上の利益より見て土民の労働能力を助長せしむる事は蓋し最も必要なりとすべし。元來熱帯地方の生活は頗る簡易にして生活上の必須品も極めて些少の勞力を以て能く求め得べきが故に、土民は一般に確實なる労働に慣れざるを常とす。而して整然たる農事勞役の行はるゝ地方にあつては其労働多くは皆婦人の雙肩に懸り、殊に亞弗利加の南半各地方の土族中に其甚しきを觀る。然りと雖も熱帯圏内の農事及び採鑛事業を發達せしめんと欲せば、土民中の男子に對しても従前に比し一層規則的に且つ一層大なる精力を以て労働に従事するの習慣を養成せざる可らず。然るに此等土民の労働に對する先天的能力及嗜好の頗る疑はしきものあるを以て、彼等の工業的習慣を人為的に助長せしめんとする種々の方法の既に存するもの少なからず。余輩は先づ此目的に對して各殖民地の採り來りたる方法を論じ併せて土民の労働能力を充分に

養殖發達せしめん爲め如何なる範圍に於て、人爲的獎勵法を必要且つ適當なりとするやの問題を概括的に研究せんとす。

間接ノ方法、租税賦課 土民をして少なくとも一箇年中の或期間労働に従事せしむべき最急手段は彼等に現金を以て納付せしむべき家屋税又は人頭税を賦課するに在り。即ち之が爲め土民は止むを得ず白人に雇役せられて租税に要する金額を贏ち得ざる可らざるべし。家屋税はロージシア、オタール、トランスヴァール(トランスヴァールに於ては、各成年土民は一箇年二磅の人頭税を納付し、又一人以上及びの妻を有するものは更に妻一人に付て二磅づゝの租税を徴收せらるゝものとす。)及び其他の南亞殖民地に於て採用せられ、近時漸く東部及び西部亞弗利加地方に於ても適用せらるゝに至りたるが、特に多量の労働力の供給を必要とする地方に於ては概して此課税法を採るの傾向あり。而して其税率は通例一家に就き一箇年一磅乃至二磅にして、普通土民の資産所得等の財力に比較し全く均衡を得ざる重税なりと云はざる可らず。されど前述の如く是れ單に租税として賦課せらるゝに非ずして全く土民をして秩序ある労働に就かしめんため手段として適用せらる。(西部亞弗利加に於て重き家屋税を賦課せんとするや多數の専門家は激烈なる反對論を稱へ、西部亞弗利加地方の黒人は斯る人爲的抑壓を加へざるも、遠からず充分の労働

に耐へ得るに至るべきを斷言せり。)労働供給を得べき目的を以て採用せられたる他の課税法は一八九四年南亞に於て制定せられたるグレングレイ Glen Gray Act 法なるべし。此法律に従へば地主ならざる總ての成年土民は若し最近一年間少なくとも三箇月正規の勞役に服したるを證明し能はざりせば一箇年十志の租税を納付せざる可らず、而して三十六箇月間引續き労働に従事したる後は爾後の租税を免除せらるゝものとす。

浮浪人取締法 労働供給の増加を目的とする他の間接手段は、歐洲に於ける浮浪人取締法を殖民地に適用するにありたり。佛領殖民地に於て奴隸制度の廢止せらるゝや労働供給の全然缺乏するを防遏せんため法規を設くるの必要に迫られたり、蓋し土民は長年月間奴隸制度の下に拘束せられたる結果一度解放せられ、或は全く放逸の生活を熱望したりしを以てなり。斯て立法者は浮浪生活に對する罰則を結合せしめたる一種の契約労働法を制定せり。浮浪者ワグネルなる語は土地を所有せざる者、正規の職業に従事せる工匠に非ざる者及び少なくとも一箇年間労働契約の下に労働に服せるを證明し能はざる者、或は繼續して労働に従事しつゝ

あるを示す證明書(Prove)を所持せざる總ての土民を包含するものとす。是と同様の制度はマダガスカル島に於ても一八九六年の勞働法によりて採用せられ、又獨逸人も亞弗利加に於ける其殖民地の或る者に此制度を採用せんと企畫したり。然れ共何れの場合にあつても浮浪罪に對する刑罰を勵行すると困難なりしたため、此方法は成果を齎す能はざりき。例へば西印度諸島の佛領アンチルに於ては被解放土民は猫額大の土地を求めて土地所有者となり、其生活上絶對に必須なる最小限度の食料品を此中より收獲して満足するの狀態を示せり。南米スリナムの蘭領殖民地に於ては奴隸廢止の當時、上述の如き極めて未開なるバナ、栽培業に復歸すべきを豫想し、法律を以て被解放奴隸のバナ、栽培を嚴禁し、既存のバナ、樹林も其大部分を倒伐せしめたり。獨領東部亞弗利加に於ては土民の勞役を改變し、彼等をして農業に向はしむべき獨特の方法を案出せり。即ち同地方に於て土民は浮浪者の名を避けんため荷物運搬夫の勞役に従ふ者多かりしかば、政府は一方此等の運搬夫に對し一勞役を果す毎に一留比の租税を賦課し、他方荷物運搬に従事する車輛、駄獸に對しては何等の課税をなさざりき。此課税法は、(イ)荷物運

搬に對する畜類の使用を獎勵し、(ロ)課税收入を以て道路の修築基金に充て、(ハ)運搬夫を不利の狀態に置き、(ニ)農業勞働に轉せしむる等の有利なる結果を齎したり。**土地沒收。**土民が依つて以て其生活資料を收得しつゝありし土地を沒收せらるゝや、彼等は生活の必要上開拓者の農地に勞役を求めざるを得ざる事明白なり。されば此の如くしてアルジェリアに於ける土民の大半は佛國官憲に對し叛亂を起したる懲罰として其土地を削減、沒收せられたる後全く勞働賤民の位置に沈淪せり。斯る政策の最も害毒を逞ふしたる最近の實例は公果自由國に於ける夫れなりといふべし。同國政府が總ての無主地を以て國有地と見做すの政策を遂行するや、事實上土民が白耳義人の來住以前多少に拘らず利用しつゝありし土地を悉く土民の手より沒收し去りたり。斯く國家の手に沒收せられ、或は特許會社に下附せられたる此等の土地は、從來土民が同族の共有物なりと認め、其森林中より天産物を採取し、又は輪換農業を營みつゝありたるものなりしを以て、それが全く國家に沒收せらるゝや、土民は又自家のため森林の天産物を收穫し能はざるに至り、彼等は皆遂に國家又は特許會社の下に雇役せらるゝの止むを得ざるに至れり。

労働契約。土民をして労働に従事せしめ且つ雇人として長期間之を抑留すべき方法中其重なる者は罰則を具備する契約法なりと云ふべし。勿論一般に契約上の義務は極端なる個人的自由を幾分の制肘を加へて兩者を調和せんとするにあり。故に若し労働者に雇主撰擇の自由を與へ、單に彼等の隨意なる合意に任ずべき賃銀、勞役期限及び勞役の種類等に關してのみ契約上の束縛を加ふる場合に於ては、之が爲に其自由を削減したりといふを得ざるや明けし。然りと雖も斯る通俗の契約は民法中の一制度として認めらるゝに止まり、土民の労働者をして確實に労働せしめんとする目的に對しては充分なりといふ能はざる也、何となれば若し土民にして其労働契約を破らんか、雇主は多くの場合に於て價値少なき損害賠償の要求をなし得るに止まるを以て、彼等は是以外に一層充分なる救済法の存在を欲するを常とす。斯る理由により其労働契約中に罰則を附加し、労働者が其義務を履行せざるか又は不慎不當の態度を以て其義務を履行する場合に當り當に損害賠償のみならず之に體刑を加へ以て土民をして確實に労働せしめんとする也。多くの地方に於ては信用貸束縛法を採用し、土民雇入の際雇主は之に賃銀の前

貸をなし労働者は其債務償却のため労働を餘儀なくせらる。而して彼等は一定の期間労働して最初の前借を償却し終るや、將來の準備等に就き何等の思慮なきが故に再三再四雇主より前借をなし、其結果次第に永久的従屬の地位に立つ事となるべし、斯て南米アマゾン河上流の護謨液採集者は一般に皆同河を往來する商人に對し奴僕的關係を保持せり。墨西哥の農業者は労働の供給を得んため前貸法を採用し、國法も労働者の忠實に勞役を果すべきを規定す。而して労働者が其義務を履行せざる場合にはモイゾ(Mois)土族の最も嫌惡せる軍隊に編入するの罰則を設けたり。爪哇に於て此制度は和蘭人の來らざる以前に存在し其後改正を加へて、今日に及べり。比律賓群島に於ても曾て此制度の存したることありたりき。上述の諸地方に於ては何れも雇主が多額の前貸を提供するに非ざれば労働者を得る能はざりしを以て、農業者が其労働者に責務を負はしむべき制度を採用したるは幾分の理由存すといふべく、若し斯る制裁の存せざらんか土民は何等履行の意思なくして同時に多數の雇入契約に應じ多額の前貸金を着服せんとする容易なればなり。(獨領東部亞弗利加に於ては前貸法に制限を設け、雇主は一箇月の賃銀を超へたる物品又は金額を労働者に支給するを得ず。此額を超

過せる支給物品は之を取返す能はざるのみならず其代價をも徴収するを得ずと定めたり。

蘭領東印度諸島に於ては一八七九年労働契約の不履行に對し課せらるべき罰則を改正せり。此改正以前にありては斯る契約不履行は總て罰金又は禁錮に處せらるべき定めなりしも、此年の改正法は罰則に就き若干の制限を設け、何人たりとも法律に違反し、主人又は雇主を欺瞞するの目的を以て労働賃銀の前貸を受け、而も労働を果さざる場合に於ては一箇月以上六箇月以下の強制労働を課すと規定せり。故に該規定は労働契約を結びたる時、労働者に欺瞞の意思ありたる事の證明し得らるる者にのみ適用せらるべく、若し労働者が實際に雇役せられ而て何等か他の理由により半途にて其契約を果さざりしとせば、該労働者は法律上全く罪人と認めらる可き者に非ざる也。同法は又労働者の刑罰を求むる告訴は警察にて取扱はざるべきにあらず、正式の法廷に提起せざる可らずと規定す。

罰則付の労働契約法を採用する他の諸殖民地に於ては、單に欺瞞の意思を以て契約を結びし者のみならず總ての契約不履行に對し刑罰を課しつゝあり。而して其刑罰は所有財産又は賃銀の沒收及び禁錮等より成立すれども或る殖民地に

於ては現今尙ほ笞刑を保存せるものあり。ニューギニア、東部亞弗利加及びカメルン等の獨領殖民地に於ては笞刑を以て労働契約不履行に對する正則の刑罰となせり。即ちニューギニアに於ては、一九〇〇年の布令を以て義務の不履行懈怠不従順若くは勞役の場所より逃亡したる黑人労働者は罰金、單獨禁錮及び體刑を課せらるべきを定め、其刑罰は雇主自ら之を加ふる能はず、唯判決を下し得べき官吏に依り特に定められたる者のみ之を行ひ得る事とし、笞刑は二十五打以下に制限せられ官吏又は斯る官吏の特に指定せる歐人の面前に於て行ふ可きものとせり。

土民の保護に對し労働契約は法律によつて種々嚴重なる規定を附せられ、最初労働契約を結ぶ際は必ず或る官吏又は特に指定せられたる人の面前に於て行ふ可きものとなせり。一九〇二年二月十四日カメルンの太守が發したる律令は其適例となすべし。此規定に依れば労働者の募集は政府より許可を得たる後初めて行ふを得べく、此許可は其募集すべき地方労働者の數及び契約期間にも制限を加へ、又公共政策上の理由によつて其許可を取消し得べく、其外雇主は募集せる總

ての労働者の完全なる人名表を政府に差出さざる可らざるなり。労働契約は又成文書を用ひ、通辯を介し其内容を雇入土民に説明せざる可らず。契約中に必ず包含せしむるを要する條項は、(一)労働の性質、(二)勞役の場所、(三)契約の期限、(四)一日中の労働時間、(五)賃銀額、(六)給與食品及び宿所の種類性質、(七)疾病に對する注意、(八)期限満了後歸郷に要する旅費の八箇目とす。労働時間は一日十時間を超ゆるを許さず、賃銀は獨逸貨幣のみを以て拂渡され、雇主は醫藥に關する設備をなし、期限満了の労働者が歸郷に要する旅費をも支給せざる可らざるを規定す。労働者と雇主間の關係を監督せんが爲には労働事務官を各地方に分派して住居及び一般の注意賃銀の支拂待遇及び労働者の輸送に關し特別の監視を行はしむ。此等の事務官は何時たりとも農地に入出入し得るの權を有し、労働者の訴ふる不平を聽き判斷を加へざる可らず。之と同時に又雇主の不平に就ても之を聽き必要の場合に於て有罪の労働者に懲戒的の刑罰を加ふるの權を有する也。

印度の桑樹栽培地たるアツサムに於ても茶業の創始以來契約労働を採用せり。其契約期限は四箇年に限られ労働者の保護に關し詳細なる規定を設けたり。然

るに此正規の制度以外に無特許無檢束の労働者募集も行はれつゝありしか、一九〇一年の法律を以て地方政府は干涉の權を掌握し得たるにより此雇入法は大に防遏せらるゝに至れり。一九〇〇年アツサムに於ける契約労働者の總數は六萬二千七百三十三人の多數に達したるが、これ同年印度大饑饉の結果、中央印度の土民が糊口を求めんため同地方に來りたる爲めに外ならず。

南亞の各殖民地及びゴールドコースト、殖民地も亦刑罰付の労働契約法を採用せり。キムバーリー(Kimberley)の金剛石礦山に於ては土民の逃亡及び金剛石の密賣買を防止するため總ての労働者を契約期間中一定の合宿所内に抑留しつゝあり。大體に於て斯る合宿所は諸種の危險を最小限度迄減少し得べき効力を有す。ナタールに於て労働者募集人は特許を要し又土民の労働契約は總て登記せられざる可らず。賃銀は毫も差引かるゝなく全部支給するを要す。一九〇二年の法律にて土民の日傭人(foghtmen)は總て登記を要し且つ特別の合宿所に起臥せざる可らずと規定せり。英領ニューギニアに於ても亦労働者募集人は特許を要し、土民は其郷里より二十五哩以外の地に於て勞役に服するを許さず。労働契約の義務は

法律によりて明確に規定せられ又其契約は理由によりては駐在官が之を無効たらしめ得べしとせり。佛領公果に於ては一九〇三年の布令により労働契約を規定し、官吏の面前にて労働者をも列席せしめ以て契約を結ぶべく其条件も總て記録するを要し労働者に對する賃銀及び諸種の注意労働時間及び爭議の調停等をも抱合せざる可らずとなせり。公果自由國に於ける契約期限は稍々異例に屬し七年の長期間に及べり、又契約不履行の罰則は五百法以下の罰金及び六箇月以内の禁錮とす。

契約労働者ノ輸入。殖民地に於て其國外より契約労働者を徵募する事頗る重要の度を加へ來れり。殖民地自らは其國內の労働供給を保存せんため多くは特別の場合の外労働者の國外移住を禁ずるの常にして、獨逸の各殖民地に於ては帝國當該事務官の明瞭なる許可を必要とし、公果自由國及び西部亞弗利加の佛國殖民地に於ては土民労働者の募集は政府の特別認許を要し、労働者を殖民地外に移住せしむる場合には其特許は唯一時的に容認せらるゝに止まる。アイヴオリ、コースト殖民地にては國外移住労働者に對し一名二十五法づゝの租税を賦課し、

又佛領公果政府は不法なる過重の國外移住許可税を徵收しつゝあり。シゴスに於ては如何なる土民労働者も英本國の殖民大臣及び其地方の會長の確然たる認可を経るに非ざれば、英領以外の地に於て労働に従事するを許さず。北部ナイジエリアにては高級官吏の認可を要すべしとなせり。

契約労働者供給の源泉は印度及び清國の兩地を以て其最たるものとなす。印度土民は其體格に於て之を熱帶殖民地の土民に比し優れりといふ可らざるも、彼等は繼續的労働に慣るゝを以て斯る勞役を要する何處に於ても其需要頗る多し。英領及び佛領の熱帶殖民地に於て奴隸制度の廢止せらるや解放土民は殆ど皆引續き農事勞役に服するを欲せず、爲に初めて印度より労働者輸入の方法を講ずるに至り爾來繼續して今日に及べり。其の外在來の土民が繼續的の勞役を欲せざる亞弗利加の各地方に於ても亦此方法を採用せり。斯て大體に於て此方法は之を用ゐたる殖民地の生産力を増加したる事莫大にして、少なくとも輸出のため生産を事とする他の殖民地と比較する時は其頗る優れるを示したり。此等印度移民の賃銀は頗る低廉一日二十五仙乃至五十仙なるに拘らず、彼等は其大部分を貯蓄

し彼等の本國へ携へ歸る貨幣、裝飾品、正金の高は非常の多額に昇れるを見る。(例は一九〇〇年に於て英領ギアナより歸國せし、壹千四百五十五名) 彼等は他國に移住するも其舊慣及び生活状態を改むるなく、階級制度を保持し、黒奴と伍して労働する場合と雖も彼等と何等社交的關係を結ぶ事なし。

印度苦力の募集は同國政府の特別監督下に行はれ、其海外移住はカルカッタ、マドラス、孟買及び特に指定せられたる港灣よりして之をなし得るのみ。印度より苦力の供給を受け得べき諸國は、モリシアス、シヤマイカ、英領ギアナ、トリニダット、ナタール、フィジイ、蘭領ギアナ、南亞及び若干の西印度諸島等とす。東部亞弗利加に於ては、ユガンダ鐵道敷設の際、其地方の土民が労働者として信賴する能はざりしため、英國政府は印度苦力二萬餘人を使用せり。佛領レユニオン殖民地、佛領ギアナ及びアンチトル Antilles 等も會て印度より契約労働者を輸入し居たりしが、此等の地方は皆契約労働者の保護に關する印度政府の條件を履行せざりし結果、其特權を取消されたり。

印度勞力を輸入せる殖民地は移民の保護者たる移民官の伴隨し來るを承認せ

ざる可らずとせられ、此等移民官は其保護下にある労働者を各雇主の間に配付し、移民の該殖民地に止る間、彼等の利益を保護する者とす。一八九一年の法律を以て定められたる移民官の權能は左の如し。即ち該官吏は其時と場合を問はず、隨意に農地に入出し、該農地の一般的狀況を檢し、且つ契約労働者の取扱法を調査し得べく、又労働者の不平を聞き、地方の行政長官に雇主彈劾の具申を呈するの權を有す。尙訴訟の場合には労働者の援護人として相當なる盡力をなすの義務を有す。一八六四年の聯合移民條令が規定する所によれば、雇主は労働者に對し、快適なる住居を給し、疾病に際しては醫藥を與ふると共に、病院の設備を具へざる可らず。其賃銀は非契約労働者に支拂はるゝ額よりも低額なるを許さず、且つ法定の設備をなしたるの故を以て、賃銀中より減額をなすを禁ぜらる。労働者は一週中五日間は労働せざる可らず、其労働時間は野外の労働なれば一日七時間以内、作事場内なれば十時間以内と定め、一契約の下に五箇年勤續し更に其後五箇年以上を該殖民地に於て労働したるものは印度に歸還すべき無賃旅行券を受くるの權あり。上記の法令は斯く労働者の權利保護に關し細密なる規定を設けたる上、此制

度を採用せし殖民地の英國官吏も該法の規定を有効に履行せしめんため戮力したるを以て多くの場合契約労働者は確實に適良なる待遇を受け得たり。然りと雖も吾人は後段に説くが如く大體に於て此制度を絶對的成功なりと認むる能はず。清國苦力の輸出は條約により清國に駐在せる列國領事の監督の下に行はるゝ事となれり。斯る労働者を雇入れたる殖民地は自ら此等の清國人に對し保護の任に當らざる可らず。清國労働者の輸入地は主として海峽殖民地、スマトラ、英領ギアナ及び南亞等なるが清國人移住の結果、海峽及びマレー聯邦の人口は迅速に其特性を變化し來り清國人は其主成分子をなすに至れり。彼等は皆農地、鑛山等に於て激烈なる労働に堪え其節儉勤勉、共に該地方の土民の遠く及ばざる所とす。此契約労働監督のため同地方の政府は皆清國移民保護官を設けたり。此等労働者は皆請負人の手を経て輸入せられ且つ其の契約者に雇傭せらるゝ迄彼等を一の合宿所内へ收容する事となせり。又法律により労働契約を二箇年に限り若し苦力が遁走を計り捕縛せられ、賦課せられたる罰金は其苦力自らの勞役によつて收納せざる可らず。労働者の待遇及び契約條件の履行に關しては嚴格に政

府の監督する所なりとす。

東部スマトラに於ては多數の清國苦力（一九〇〇年に於て三萬六千五百人を算す）を役使しつゝあるが、其大半は負債のため殆ど永久的の束縛を受けつゝあり。雇主は苦力をして絶へず金錢の必要を生ぜしめ以て彼等を永久に自家の掌中に止めんがため彼等の間に賭博を奨励しつゝあり。且つ苦力條令は酷薄非道の取扱をなして憚らざるが如き雇主の絶對權力下に労働者を服従せしむ。獨領サモア殖民地に於て清國労働者は該政府の許可により移住するを得べきも特別の認可あるに非ざれば土地を所有し或は商業に従事するを許されず、而も斯る許可は決して與へられたる例なし。マダガスカル島にては一九〇三年の法令により歸國に關する移民の權利及び彼等の特別犯罪等に就て完全なる規定を設けたり。布哇の甘蔗栽培業には長年月間斯る輸入契約労働者を使用したるが同島の合衆國に合併せらるゝや之を廢止せり。（一九〇五年布哇知事は清國労働者輸入法の一部復活を米國政府に提言したり。）

英國政府は多くの苦々しき論争の後一九〇三年遂にトランスヴァールに於て

清國契約労働者の輸入を許可せり。此法令は輸入及び契約に就て他の殖民地同様の保護を規定し、契約期限を三箇年に限り、輸入労働者の数は之を制限せず、又彼等は唯熟練を要せざる勞役にのみ使用すべしと規定せり。斯くてトランスヴァール鑛山の開發は、多大にして且つ確實なる勞働供給の存するため大刺戟を受け、たれど、政治上の見地よりせば該法令の成果頗る疑しきものあり。法規上熟練を要する勞役は總て白人に對し留保せられたれど、此等二種の勞役を明確に區分するの頗る困難なるは言ふ迄もなく、爲に清國人は次第に白人労働者を驅逐するの勢を示せり。されば英杜戰役後英國政府の宣言せしが如く英國人の移住を奨励し既住の和蘭人と均衡を保たしめんと欲せる政治上の目的は、清國苦力の輸入により全く何等の効果を齎し得ざるに至れり。加之假令充分なる勞働供給により總ての鑛山を盡く開發せしめて白人工匠の多數に充分なる仕事を與へ得べしとするも、爲に二三十年を出てずして一方其金鑛は全部掘盡さるゝに拘らず、他方該殖民地の經濟的發達の未だ充分ならずして獨立自營の域に進まざるにより此等白人は急激に生計の途を失ふに至らん。該法令は清國苦力が商業に従事し土地

を所有し或は熟練を要する勞役に就くを禁ずと雖も、契約苦力と共に獨立の清國商人及び労働者の入國し來るを防遏し能はざるべく、清國人の絶對的排斥法制定は英國政府が國際關係上其採用を好まざる所なるべけれど、獨立の清國移民が流入し來るを防ぎ得べき手段は他に存せずといふべし。白人の殖民及び黒奴の發達に對し亞細亞労働者の輸入が及ぼす永久の害毒を除かんため今や種々の方法提議せらるべき形勢にして、カフイーラ^{Kaffir}土民の勞働供給増加すると比例し清國苦力の輸入を減少せしむべき手段の講ぜらるゝに至らん。

要するに英領殖民地に於て契約労働者の輸入に關する行政が如何に慎重に且つ有効に行はれつゝありとするも尙ほ此制度は頗る悲むべき多くの缺點を有す。苦力の輸入は實に自由労働者の移住に激甚なる打撃を加ふるもの也。故に歐人の労働者が移住し得べき諸國に於ては白人が低廉なる亞細亞労働者と競争し能はざると、從つて彼等の侵入と共に驅逐せらるゝを免れ難き、二點よりして此制度を推奨し能はざるなり。又此制度の及ぼす道德上の影響も頗る厭ふべきものあり、即ち本國の習俗より隔離せられたる成年男子の多數が永久的に居住するの意

なき他國內に或る期間中居住し、而も人為的の制限を受け兵營同様の状況下に生活すとせば、彼等が諸種の罪惡を犯し延いては其地の下層社會に惡影響を及ぼすべきは敢て怪むに足らざるの事實なり。經濟上の見地よりするも此制度は遠隔の地より労働者を輸送せざる可らざると、整頓せる監督機關を必要とするがため其費用多きに失すとの批難を免るゝ能はず。労働者自らは其國又は其工業に何等の利害關係を有せず、且つ雇主と寸毫の接觸なきを以て自ら進んで充分なる勞役を提供すべき意思を有せざるの常にして、此等の關係上此制度は決して有利なりと認め可らざる也。唯天然の資源非常に大にして而も其地方の土民が之を開發するの能力を有せざる場合に於てのみ此制度の一時的採用を可とせんか。然れ共此制度は遂に熱帯地方殖民地の労働問題を解決すべき正當なる最後の手段に非ざるなり。故に此制度の採用に當りては契約労働者及び其地方土民の雙方に對し嚴格なる保護を加ふるの要あるべし。茲に注意すべきは契約労働の問題を獨立の清國労働者移住問題と混同せざることにして、後者は實に全く別箇の問題として別箇の研究を要すべきものなる也。

労働契約の監督に對し如何なる範圍迄國家の權力を及ぼせるやを研究するは頗る興味あるもの也。蓋し國家は契約労働者の輸入せらる可きや否やを決し、且つ其輸入方法に對し嚴密なる監督を行ふべく、又労働契約の内容を定め其條件の履行及び労働者の一般待遇に就て監視を施し、労働者側に於て契約を違反したる時は國家が犯罪に對し通常規定せる刑罰を課すべきなり。一言にして盡せば國家は労働契約全部を公法の一部として取扱ふものとす。

強制労働。契約労働と土民に對し労働を強ふる直接の強制法とは其間に大懸隔の存するありと雖も、白人の殖民地に於て尙此労働強制政策の行はれし先例と之を支持する賛成者なきに非ざるなり。殖民地に於て歐洲各國民と接觸するに至りし土民は殆ど皆報酬なき強制労働を存せざるなしと雖も、歐人が此等の土地を領有するや總ての奴隸制度及び強制労働制度を廢止したりとは歐洲各國民の常に大なる誇となす所に似たり。勿論之には一面の眞理存せざるに非らず、亞弗利加の奴隸賣買に對してなされたる熱烈の奮闘及び賦役(Corvée)制度が多く、殖民地に於て廢止せられつゝある事實は其適證にして、英國は埃及に佛國はアルジ

エリアに於て斯る制度を廢止し、和蘭も瓜哇及びマヂユラ Malacca に於て漸次之を廢止しつつあり。然りと雖も斯く舊制度の廢せらるゝ一方に奴隸及び賦役制度は一見文明的なる新奇の形式を以て殖民行政の上に出現し來れり。
東京に於ける殖民行政廳は最初鐵道工事に清國苦力を使用せんと試みしも彼等が不從順にして盜賊に近き無頼漢なるを發見し、之に代ふるに強制労働の下に安南人を使役することゝなせしが使役地方の不健康地たりしたため多大の人命を損し従つて強制労働は公然廢止せらるゝに至れり。されど現今公益に關する勞役に就ては村民に對し一日十仙の賃率にて苦力をなすべき義務を負はしめ、其賃銀は之を直接に労働者に與へず其屬する村落に支拂ふが故に實際上公共の目的に對する賦役制度を存せるものと云ふべし。マダガスカルに於ては一八九九年ガリエニ將軍 General Gallieni の手により道路及び鐵道敷設に關し賦役制を設け、又佛人の移住民が需むる労働供給を援助せんため、若し土民にして移住者の下に勞役せんか賦役は此を免除すべしと命令せり。然れ共此制度に依つては土民の欺瞞を防遏し能はざりしたため一九〇一年之に改正を施し強制労働に代ふるに罰則

附隨の労働契約制度を以てせり。

蘭領東印度諸島に於ては農業に對し最も廣く賦役制度を採用したりしが、珈琲栽培に就て政府は此制度を廢し強制労働の使用を制限すると共に、殘存せる舊來の賦役を漸次金錢納付に變更するの政策を採り、一八八二年の法律によつて村落の頭目以上の階級に屬する土民、會長等に課したる賦役を全廢し、之に代ふるに一フロリンの人頭税を以てし、其中より會長等に幾分の報酬を與ふることと定め、之より生じたる剩餘を以て更に他の賦役を廢すべき用に供したり。されど此方法は迅速なる進捗を見るに至らずして政府は尙各地方に於て毎年十二日乃至四十三日の期限付賦役を課しつつあり。土民は又道路、水堰、治水工事、橋梁及び堤防等の建設、修繕、看視並に疏水工事等に當り無報酬にて強制的に労働せざる可らず、此等の賦役は蓋し公共の目的に對してなざるゝ租税の一種とも見做すべきもの也。亞弗利加熱帯の殖民地に於て勞役は多く土民會長の手を通じて供給せられつゝあり。獨領殖民地に於て土民は此方法により公共の利益に關する勞役をなすべき義務を負へり。概言せば土民は必ずしも斯る労働を擇ばざるに非ず、其勞役

が彼等の居村又は其地方に直接の利益を興ふべきを覺智し得べかりし際には殊に然り。カメルンに於て土民は殆ど歐洲人の管理監督を要する事なく道路の建築維持を會得し、良交通機關の重要なるを解し會長の指導下に官憲より多くの干渉を受けず其勞役を遂行す。土族會長の手を経て勞働者を求むる制度は佛領西部亞弗利加の殖民地殊にセネガル及びダホメーに於て最も大なる成功を見た。此等の殖民地に於て土民は嚴密に公共的性質を有せざる勞役に對しては常に適當なる報酬を受く。ダホメーに於ける鐵道軌床の建設の如き全然斯る勞働によつて完成せられたり。此制度は多數の土民勞働者を求むるため會長の上に其義務を負はしめ勞働者は誠實に且つ正規の賃銀支拂を受け何等の不満足をも生ぜざりき。

此に反し賦役の制度にして私人の企業を利せんため採用せらるゝ事あればこれ最も批難せざる可らざる怪事とすべし。マタベレランド Matabeleland の特別駐在官の報告に依るに同地方に於てはアヴァガンシイ族 Avagansi (土民中の上流階級)の青年を毎年三箇月間歐洲人のため勞役に服せよと命じたり。然るに同族は

既に部下の耕奴を歐人等の使役に供しつゝあるの故を以て之を峻拒するや、乗馬の警官は容赦なく彼等を引捕へて駐在官吏の面前に突出し之を多くの雇主間に配分したり。英領南亞會社の官吏は此等の地方に於ける強制勞働の存在を否認しつゝあり然りと雖も是れ單に言語上の問題にして實際上述の制度が少くも曾て或る期間採用せられたりし事實は之を否む能はざる可し。此の如くして土民は其總ての權利が盡く他人の手に奪去られたりと信ずるに至るや彼等は叛亂を起して其復讐を試むるを常とす。

強制勞働制度は公果自由國に行はれたるものを以て最も暴虐を極めたる標本となすべし。同國に於て土民は政府及び特許會社のため少許の形式的報酬を以て林産物収集の勞役に服せしのみならず彼等の多數は所謂公力のため奴隸同様の境遇に陥りたり。斯る状態に沈淪せる土民の數は約一萬五千名と報告せらるれど多數の旅行家及び探検家の説に従へば實際の數は之よりも遙に多く殆ど皆産業上の目的に使用せらるといふ。土民兵は政府の課したる賦役を嚴格に遂行せしめんために村民を監視し亦兵士自らも時の大半を或は運搬夫として、或は公

共工事及び物産収集のため勞役に服せざる可らざるなり。軍隊に徵集せらるゝは、奴隸たると何等異なるなきやの感想を土民に與へ、又兵力が曾て奴隸の行ひつゝありし過重なる荷物運搬又は其他の勞役に使用せらるゝの状況は明に政府と其特許會社の利益のため自由なる美名の下に事實上奴隸制度を採用するものと云ふべき也。

蘭領西部亞弗利加に於て賦課は通常公共工事の目的に對してのみ採用せられ、會長の権力に援助を借りて土民を募集し、其勞役に對しては眞に形式的なる賃銀を支拂へり。政府は其後間も無く個人又は會社に對し、罰則付の契約制度によりて此等勞働者の雇傭を許せしが其結果は一般に奴隸制度の再興を促しぬ。此の如くして土民は其自由の何時許容せらるべき望もなく長距離の荷物運搬及び農事勞働に使役せられつゝある也。

奴隸制度 歐洲列國は一方に於て又奴隸解放に就き全力を傾注したりき。蓋し奴隸賣買の絶對的禁壓は總ての點より見て最も必要の事に屬し此の如き殘酷なる交易は實に土民に對して至大の痛苦を與へたり。されど固有の家内奴隸制

度に至りては急激ならんよりは寧ろ漸進的の廢止を可とすべく、急激の廢絶を斷行する時は爲に土民の全社會關係を顛覆し大混亂を來すの結果を示すべし。且つ又既にザンジバルの場合に於て論じたるが如く、土民の僕婢は其主人の使役に甘じ之より脱せんと欲するの意思なく俄に解傭せられんか却て助なき身となるの有様なり。殖民地に於て實施せらるる法律は概して土民間に存する奴僕制を認めず、又之が廢止に當りても豫め適當の準備手段を講ずるが如き事なし。例へばトーゴに於ける法律(一九〇二年)は該法律の發布後出生したる家内奴僕の小兒は之を自由民なりと認め、自らの身體を賣物とし、或は奴隸の讓渡を行ふを禁じ、且つ負債に起因する奴僕制度を許さず。又冷酷殘忍の主人に屬せる奴隸は之を解放し、斯る罪惡的關係を嚴禁せり。奴隸商人は終身禁錮に、若し重罪の場合には死刑に處せらる。ナイジエリアに於ては奴僕制度は其形式に於て廢絶せしむも其後の布令(一九〇一年)により家長の権力を承認せり。斯の如くして歐人は大聲疾呼土民間に存在せし奴僕制度の廢絶を主張しつゝ、ありしが實際上此制度は多くの場合穩當にして奴僕に大なる苦痛を與ふるもの

にあらざる。然るに却て歐洲人の殖民地は彼等が土民間の奴僕制度に就て考ふるよりも遙に多大の痛苦を興ふる強制労働制度を採用せり。勿論斯る制度が亞刺比亞人の行へる奴隷掠奪同様に嫌惡せざる可らざるや否や、未だ俄に斷定し難きものあれど、新たなる強制労働制度は亞弗利加の各地方に存在せし幾多の寧ろ穩當なる奴僕制度よりも一層不當なる事云ふ迄もなし。斯る奴隷制度が法律の制定と亞弗利加各地の經濟的發達とにより有効に廢絶せらるゝは充分に期待し得べき所なれど、正理上より觀て歐洲人が之に代ふるに土民に對して一層慘毒を齎すべき制度を採用するなからん事を望まざるを得ず。

世人は一般に亞弗利加の土民を以て勞役に厭忌する者と目し彼等を勤勉ならしむるには嚴烈なる人爲的手段によるの外なしとの感想を抱けるが如く、普通人民は露骨に彼等を罵るに「怠惰なる價值なき動物」等の語を以てすれど、爲政家は幾分慎重の口調を以て同様の思想を發表するの差異あるのみ。即ち一八九八年五月五日英國下院に於て時の殖民卿ジヨセフ、チヤムパーレーン氏が試みたる演説は誠に其好適例といふべし。氏曰く「マタペレランドに存せる賦役制度は土民

をして其意思に逆ひ、一箇年の或る期間中普通の工業労働に従事せしむる制度に外ならずして彼等の有する時の全部を労働に従事せしむるに非ず。土民の酋長が自らの爲に勞役をなさしむる以外の時、換言せば一箇年中唯三箇月許りなりと考ふ……戦争にのみ従事し之によつて利しつゝある蠻民に對し、諸氏が「汝等は最早戦争に赴む可らず土民間の戦闘は禁ぜらる」と言はんには、諸氏は戦争に代り彼等に衣食を興へ得べき方法を講ぜざる可らざるべし。而して諸氏は彼等の爲に早晚額に汗して生計の資料を求むべき普通の方法を採用するの外なからん。然れ共斯る蠻民に對して單に諸氏が口を以て説き教ふればとて多くの効果ありとも覺へず。若し諸氏にして人道と文明のため最も望まじき効果を收めんと欲せば彼等を勞役に就かしむべき方法即ち刺激或は強制的如き手段が絶対に必要なるを信ずるものなり云々と。
○不知不識の自家撞着的「アイロニー」の最好適例は一九〇三年八月の「隔週評論」に掲げられたる「シ、ア、ン、ヤ、ー、ウ、ル、ツ、ン、師、Rev. C. Asher Wilson の「南河」における土民問題及水利事業」The Native Question and Irrigation in South Africa の一文中に見出し得べし。此高僧は土民青年の間に強制労働制度の必要を説きて曰く「教育ある土民に就て慎重なる研究を経たる結果余は普通教育が社會の發達に資する所なきを確信するに至りたり。未開人民の濟度は唯獨り基督教の力に依るの外なく「汝」六日間は労働せよ」との根本的社會的進歩に對し特別に注意するに必要なり……世界一般に教育上奴隷制度が未開人民の社會的進歩に於て必要なる階梯たるは眞なり……」

労働者の團體を收容せる亞鉛張の廠舎に於て土民は水利會社の土地を通じて文明の道義は注入せらるゝなり。此等の團體を收容せる廠舎内に於て土民は水利會社の土地を通じて文明の道義は注入せらるゝなり。豆類に對する趣味を教育せらるゝなり。師は又曰く、「カフィール人は受動的従順を教へらるゝため奴隷たりし事なかりき、されど我々が彼等に對して負へる義務は彼等を目するに頼もしたため奴隷たりとして排し去るを許さざるものあり」と言ひ、結局此は將來幾百万の（救済に付き大に考慮する所ありたり。嗚呼亞鉛張りの文明！汝永久なれ！）

亞弗利加土民ノ性質 亞弗利加に住する總ての種族を以て皆一様に價值なき蠻民なりと蔑視するが如き意見は頗る皮相の觀たるを免れざるのみならず多くの種族に對し全然誤りたる觀察といふべし。勿論亞弗利加の或る地方における土民は怠慢譎詐にして工業技術の習得を欲せざる者たるや明白なり。然りと雖も斯る傾向は殆ど皆亞刺比亞人の奴隷掠奪隊に襲はれたる恐怖時代を経過し其道義心を全然破壊せられたるか又は歐洲人が殖民の初期奴隷制度を採用したるが如き地方に限らるゝや疑ふ可らず。其他の各地方における土民が頗る勤勉にして經濟的發達の上に確固たる能力を有する事は適切に證明せらるゝ所也。西部亞弗利加の種族中には秀抜なる資質を備ふる者多くセネガールのボーダ族 *Bole* 及びウオロフ族 *Wolofs* は勤勉なる労働者たり。フリニー *Fulani* 一名フルベ族 *Fulbe* は牧畜者として偉大なる能力を示しガムビヤ *Gambia* のマンデンゴ族 *Mandingo*

Diagos 及びナイガール河上流に住するトクラー族 *Toucouleus* は共に優等なる農夫たり。ケルマン族 *Kerema* は労働者及び工匠として亞弗利加西部沿海地方を通じ缺く可らざる地位を占め、ボトザ土族 *Botzas* の有する精力、規律及び良智の高き資質は總ての觀察家が皆驚嘆する所なり。ゴールドコースト殖民地に於ては最初土民の甚だ臆病にして歐人との交際を好まざりしがため到底勞役に服せしむる能はずと信ぜられしが、彼等を正當に取扱ひたるにより次第に歐人を信頼するに至り今日にては欲するが儘に多數の土民を勞役に使用し得るに至れり。アシエンタ族 *Ashantis* は昔に最も倚賴するに足る労働者たるのみならずラゴス鐵道に於ては各停車場の驛長として又工夫として頗る満足すべき良果を齎したり。亞弗利加の或る地方例へば公果地方の如きは概して労働の不足に苦しみ佛領公果の如きセネガール及びアクラ *Accra* より熟練なる良労働者を求め且つ賃銀も又充分に支給せられ、一箇月百七十五法の高給をさへ受くる者あり。されど此等の地方は亞刺比亞人の奴隷掠奪隊の侵す所となり總ての文明を破壊せられたるため殘留せし土民が皆頗る猜疑心に富み外人との交際を悦ばざる風あるは毫

も怪むに足らざる也。

亞弗利加に於ける自然の勞働供給に就て考察するに、若し自然の力が土民をして能く平和を保たしめ得ば、勞働供給は必然的に潤澤なるを得べし。亞弗利加に於て要せらるゝ所は實に正義と平和なり。是に依つて土民の社會的生活を確保し又殘虐なる不斷の戰爭、侵略等のため生ずる障害を避くるにあり。若し斯の如き確定的の状態樹立せられなば總ての土民は最も懶惰なる輩に至る迄有用の能力を顯はすに至らん。從來亞弗利加土民は正當の取扱を受けざりき。長年月間亞刺比亞人の侵略に苦しめられ然る後現今に至る迄歐人の權力下に一種の駄獸の如く取扱はれ、其郷里より數百哩の遠き地方に運搬夫として使役せらるゝのみならず、其勞役を終りて歸郷せんとするや之に對する報酬は殆ど數ふるにも足らざる小額に過ぎず。若し彼等にして正當に人間たる待遇を受け適當の報酬を與へられ、彼等の勞役が自己及び自己の屬する村里に利益なるを自覺せしむるに於ては、皆悦んで勞働に従事する事西部亞弗利加の土民によつて明に證せらるゝ所也。彼等は元來農民なるを以て遠く其郷里を離れ勞役に服する際には播種及び

收穫の季節に當り自己の所有農地を顧慮し歸郷を欲するの念切にして爲に長期間の勞役に服するを好まざる也。此傾向は却つて寧ろ彼等の信用程度を高むるものに外ならずと云ふべく、是によつて彼等が他郷に於て幾分多額の賃銀を得んがため其郷里の利益を忘却するを好まざる尊重すべき資質を有するを確知するに難からざる也。又農用器具の輸入は南亞土民の習慣上に甚大なる影響を與へたり。蓋し土民間に存せし最大惡習は耕作を全然婦人の手に委し男子は婦人の農事に従へる間家畜の監督をなすに過ぎざりき、然るに農用器具の採用により家畜を農業に使役するの必要起り爲に男子をして耕作に従事せしむるに至りたり。工業教育も亦既に亞弗利加土民の間に行はれ技術上の能力及び勞働に對する愛好心を漸次上進せしめつゝある也。

土民自ら其の利益を承認し勞働に従事せる地方に於ては、之を強制的に勞働せしめんとする地方に比し遙に良果を收め得べきは當然の理にして、例へば布哇に於て契約勞働の廢止せられたる後、所謂購買制度なるものを設け勞働者の組合に土地を貸下げ、地主は種子、農具及び耕作に要する總ての必要品を此等の勞働者に

貸與す斯て勞働者は其農地を耕耘し生産額に從つて報酬を受く、即ち此制度は事實に於て共產勞働組合と目すべく、勞役に對する利潤を勞働者の間に分配するものに外ならず。故に勞働者は皆其農地に最大の注意を拂ひ數多の灌漑設備を構築し生産物を増加せんため施肥の足らざるを憂ふる等最も良好の結果を示せり。印度支那に行はる利益折半小作制度も之と同様の原則を基礎とするものにして殖民者は其農地に土民の農夫を招致して耕作を行はしめ、之に要する家畜種子及び農具を支給し其生産物は之を地主と勞働者との間に折半するものとす。強制勞働制度を詳に考究する時はあらゆる方面に於て常に此の制度が全然不都合なるを發見すべし。強制法の行使は總ての勞働をして下賤の仕事なりと感ぜしむるの結果を來すべし。此の事實は奴僕及び奴隷が從來なしつゝありし勞役も、一度彼等の解放せらるゝや可成的再び斯る勞役に服するを避けんと欲するを見ても之を知るに難からず。即ち此の制度が人をして勞役を愛好せしむる念を起さしむべき手段に非ざるや明瞭なり。人をして其能力を發達せしめ又た規律ある勞働習慣を養成せしめんには長期間の練習を要すとは屢々稱へらるゝ議論にし

て、此等の論者は奴隷制度及び奴僕制度を以て西洋諸國民をして上記の良習を養はしめたる校舍とも云ふべしと説きつゝあるも、斯る議論の誤謬なるは米國內に住する黒人種に對し奴隷制度の興へたる結果を見れば直に知了するを得べし。奴隷解放の後黒奴は全く自助の力を有せざりき、彼等は進んで勞働に従事するを欲せざりしのみならず、其唯一の願望は彼等の舊主人の如く何等の勞働を爲すことなく安逸の生活を送らんとするにありたり。即ち彼等が長期間奴隷制度なる一個の校舍に於て教育せられたる後は唯無期限の休暇を欲望せしに止まる。更に經濟上の見地より強制勞働制を觀察するに失費頗る多額なるを免れず、爪哇の耕作制度の如き最も有利の状況にあるものと雖も尙多大の失費を生じつゝあり、唯同島制度の收支相償ひ利益を見るを得るは、土民に其負擔力以上の負擔を負はしめ以て政府に利益を收むるに過ぎず。強制勞働の失費多き所以は獨り政府が之に不斷の監視を施さざる可らざるがためのみならず、其最も重大なるは勞働者の利益と雇主の利益と全然相反せしむるの點にあり。即ち自己の勞役を可能的小範圍に低減せんとが勞働者の主要目的となり、自由勞働を基礎とする農工業に比し

労働者をして勞役に服せしむるに一層多くの精力と失費を要するに至るなり。亞弗利加の土民は概して野蠻蒙昧なりと認めらるれど其實狀は必ずしも然らず。眞の觀察者は皆亞弗利加人が一般に正義の高き道念を有し、若し自己の權利が侵害せらるゝ事あらんか深き怨恨を抱くに至る者あるを承認す。此等の土民は世界の審理を仰ぐ能はず又彼等の資財を強奪せし不正の輩は何等の刑罰を受くるとなしと雖も、土民の土地を奪ひ且つ彼等を奴隸として使役するが如き制度は亞弗利加殖民地の發達に最上の成果を齎らすべき所以のものに非ざるなり。亞弗利加に於ける社會勢力の移動増大すると共に勤勉なる人種が價値なき輩に代るべきは自然の順序にして、數多の印度労働者は東部海岸諸地方に來住し、又ホーザ及びフライニイの如き精良の人種は熱帯亞弗利加に於ける經濟發達の發酵素として活動するなるべし。是を以て之を觀れば亞弗利加の土民を總て無智蒙昧にして價値なしと獨斷し鞭を加へて勞役を強む明白なる正義を無視するが如き政策を執るよりは、自然力の活動を信じ有能なる土族を獎勵して勞役に服せしむるが如き手段に出づるの一層資明の政策たらざるなきか。

第九章 參考書目

A. OFFICIAL PUBLICATIONS

- Moral and Material Progress and Condition of India, 1901-1902. Ch. 14.—JOHNSTON, H. H., Uganda Protectorate Report.—ARENDSEON FARLER'S Report on Slavery in East Africa. Parl. Paps., 1901. P. 593.—Correspondence on Affairs in the Trustsvaal, etc. Parl. Paps., 1903. Cd. 1895.—Die Deutsche Kolonialgesetzgebung. Part II, 194, 318. Part VI, 49, 248, 310.—Kolonial Verlag, 1902. P. 290.—Bibl. Col. Int. Série I. La main-d'oeuvre aux colonies. Bruxelles, 1895-97.

B. TREATISES AND ARTICLES

- BARTH, H., Travels and Discoveries in North and Central Africa. Ch. 25, 27, 34.—BERG, N. P. VAN DEN, Verhouding tusschen Werkgevers en Arbeiders in Nederl.-Indie. Amsterdam, 1890.—BRAND, J. V. D., De Punctijk der Koelie Ordonantie. Amsterdam, 1904.—BRUNEL, L., L'État et l'individu dans les colonies françaises modernes. Paris, 1898. Ch. 6.—CARLÉUX, Ed., La question chinoise aux États Unis et dans les possessions des puissances européennes. Paris, 1898.—COMAN, K., The History of Contract Labor in the Hawaiian Islands. New York, 1903.—Congrès International de sociologie coloniale. 1900. Pp. 125, 325.—DAY, CLIVE, The Dutch in Java. Chs. 8, 9, 10.—EGERTON, H. E., Origin and Growth of Brit. Col. Oct. 1903. Ch. 7.—FOX BOURNE, H. R., Civilization in Congoland. London, 1903. Ch. 10.—Inst. Col. Int. Compte rendu, 1895. 103.—

BERLAND, A., "Tropical Colonization." Ch. 46.—KILPATRICK, A. S., "Colonial Policy of the Germans," *Yale Review*, May, 1902.—KINGSLEY, MARY H., *West African Studies*.—KIRKE, H., "Effects of Colonization in British Guiana." *Econ Rev*, Oct., 1901.—LEOP, "Die Arbeiterfrage in unseren afrikanischen Kolonien." *B. z. K.* Part IV. 31.—LEROY-BEAULIEU, P., *La colonisation chez les peuples modernes*. 5th ed. 11, 594.—LITH, P. A., VAN DER, *Encyclopaedie van Nederl.-Indie*. Articles: "Heerendiensten," "Koele Oudlandje."—MARKHAM, V. B., *The New Era in South Africa*. London, 1904.—MOCKLER-HENRYMAN, A. F., *British Nigeria*. 239.—MOREL, E. D., *Affairs in West Africa*. Ch. 31.—NAHAS, J. F., *Situation du fellah égyptien*. Paris, 1901. OLOFF, F., "Die Arbeiterfrage in den Kolonien." *B. z. K.* IV, 365.—PERRI, M., *Les colonies françaises, passim*.—PUGNIK, O., *Problemes Sud-Africaines*. *La main-d'oeuvre*. *R. P. et P.* 37: 528.—PRÉVILLE, A. DE, *Les sociétés africaines*.—ROBIN, R., *La question de la main-d'oeuvre dans les colonies*. Paris, 1899.—ROBINSON, NIGERIA.—SCHOOB, O. T., *De Heerendiensten op Java en Madocera*.—SCHWEINFURTH, *The Heart of Africa*.—South African Native Races Committee, *The Natives of South Africa*. London, 1901. Ch. 6-8.—THOMSON, H. C., *Rhodesia and its Government*. Ch. 18.—FOURIER, Du Delhomé au Sahara.—WATERS, A. J., *L'État Indépendant du Congo*. Ch. 23.—WEYL, W. E., "The Labor Situation in Mexico." *Ann. Am. Ac.* 21: 77.

第拾章 軍備及び警察制度

○ 殖民地の外敵に對する防備は主として之を海軍に倚賴せざる可らず。而て之が考究は殖民政治の論題よりは寧ろ國民政策の一部に屬すべきもの也。大帝國の海軍を制は如何なる範圍迄其國勢を發展せしめんとするや、又自家の掌中に置かんと欲する海路に對し如何に其海軍を配布せんとするやを問はず一個の統一體たるを要す。故に殖民地が從屬の地位に在る以上其海軍防備は固より之を母國の掌裡に置き中央海軍本部に於て統轄せざる可らざる也。

此章に於て吾人が最も考究を要すべきは殖民行政機關と直接の關係ある防備手段と認むべき殖民地の軍備なりとす。殖民地軍備の性能は三種に分たる、即ち其目的は外敵の攻撃に對して其殖民地を防禦し、土民の叛亂を制壓して内國の秩序を維持し、且つ平和の時期に於て公共諸事業の建設に従事し殖民地の發達を援助するにあり。其陸軍力を最高度に保持せんが爲には政府の經濟的企畫に關す

る正規の勞務と兵式教練とを結合せしめたる軍制により、常に其兵員の風紀及び體力を最良の状態にあらしむると必要なるべし。

殖民地軍隊の第二の目的は其地を新に獲得したるが如き場合に於て平和を保持すべき謀略上の用に供するにあり。土民軍が如何なる範圍に於て殖民地平定の事業に對し有効に使用し得らるべきや頗る議論すべき問題なるが、史上に最も有名なる二大殖民地征服事業即ちシーザーのゴール征服及び英人の印度征服は共に土民兵の援助に負ふ所大なるものあり。之に反し佛國は斯る征服事業に對し主として白人の兵員を使用せり。若し征服せんと欲する地方の土民相互間に相反撥する勢力の存するあらば巧に之を利用し歐人の軍隊に多く倚賴せずして能く確固たる政府を建設し秩序を維持し得べきを以て、斯る場合に於ける土民兵の使用が有利なるは勿論の事なり。然りと雖も土民兵の使用が悲むべき過失に陥り易きも又否み難き所とす。軍事上の見地よりせば征服事業を迅速に進捗せしむるため最も悍猛にして野蠻なる土民兵の使用を得策とすべし、されど其征服地の人民が全然斯る土民兵を厭惡するに至らば、此等土民兵の殘酷なる行爲を姑

く措くも尙政治上より見て斯る土民兵の使用が最も不賢明の處置たるを否む可らざる所といふべし。

殖民地軍隊の性能は歐洲の軍隊と其趣を異にし殊に其文明的經濟事業に使役せらるゝ場合に於て然りとすべし、佛獨兩國は其殖民地兵を公共事業の建設に使役露國も亞細亞の領土に於て之を行ふしつゝあり。斯く殖民地の軍事經濟的利益を結合せしむる結果其軍隊によりて兩個の目的を併せ遂ぐるを得べし。即ち兵員は之によつて終始勞役に服せざる可らざる爲め熱帶地方の氣候に基く懶惰の慣習を避け得べく、又新殖民地にして建設を要する公共事業多き場合兵員の使役により其建設費を節約し得る事莫大也。熱帯に於て此方法は主として土民軍に適用せられ、白人の兵員は其氣候より受くる影響を避けんため競技運動に依頼するを常とす。

種々なる研究の結果よりして殖民地軍隊と本國軍隊とは其組織を分離せざる可らず、是れ第一に本國軍隊の將校が殖民地の戰闘によつて實際上の訓練を受くるの頗る好ましからざるを以てなり。何となれば若し殖民地の軍務を本國軍隊

と分離せざらんか、殖民地の軍務に服する將校は土民の小亂頻繁なるため戰闘に従事する機會多く従つて其陞進も速なるを得て、平穩なる本國の軍務に従ふ將校を乗り越へて其階級を進め容易に高級指揮を握るに至らん。斯る状態が齎す最も厭ふべき結果の好適例は普佛戰爭に於て示されたり、即ち該戰役中佛軍が常に多大の錯誤をなし敗戦に敗戦を重ねたる主因は同國將校の多數が皆實戰の經驗とアルジェリアの土民叛亂に得たるため、獨逸軍に對しても慣習的にアルジェリア土民に對すると同様の戰術を適用し、斯る敵手に向つては全然別箇の戰術原則を必要とするを考慮し能はざりしがため也。殖民地軍隊と本國軍隊の分離を必要とする第二の理由は白人を熱帯地方の軍務に服せしむる時は其損害常に莫大なるの點にあり。彼等は漸を以て之を熱帯の氣候に馴化せしめ其地方の軍隊として有能ならしむる迄には實際彼等の體質を變化せしめざる可らず。以下順次各國の殖民地軍に關し詳説する所あるべし。

英國ノ殖民軍 英國陸軍の主要分子たる印度軍は英人軍及び土民軍の二者に區分せらる。セポイ Sepoy の大叛亂以降軍隊内における白人と土民の數に注意

し、常に白人一名に對し土民三名の比率を保持せしめ、又砲兵隊は主として白人を以て編成せり。(蘭領東印度諸島の軍制にては土民三名に對し歐人なりとす)印度における英國軍隊は英領各地に於て募集せられたる白人より編成せられ印度に在つて十二年間の兵役に服すべき義務あるものとす。(現今の兵員は將校下士卒共合計七萬四千六百人なり)又土民軍は其編成を數個に區分し印度内殊にシータ人 Sikhs、ガルカ人 Gurkhas 及びラジプト人 Rajputs 等よりして徵募せらる。各守備隊としては英人の大隊及び土民大隊の兩者を相共に一地に駐屯せしむるを常とす。(土民軍の將校は多く歐人を以て之に充つ。精神を旺盛にし以て其戰闘力を増加せしむるため一種階級及び其特性に從つて附屬隊を異にせしむる點に就き多大の注意を拂へり。斯て一種階級を同一の聯隊に集中し種族の自軍心と同情心を刺戟すると同時に敵兵を頼る容易ならしむるを得たり。今日印度における軍事宗教とも云ふべきシキイゾム Sikhiyism は兵役愛好の精神を増進し敵兵を容易ならしむるため英國政府の援助によりて復活せられ土民の間に傳布せられつゝあり。其他或は豫備兵を有力ならしめ或は土民兵の狀態を改善し、或は軍用原料の栽培を益ならしめ或は豫事變頻繁なる印度西北境における土族の軍事教練を有効)土民間の軍隊精神を利用せんため一八八八年を以て新に帝國防禦軍と稱する軍制を創設し其各軍の軍事教育は英國將校を以て行はしめたるも、其指揮は之を土族の各王に隸屬せしめたり、此帝國防禦軍の總數は約一萬九千名なりとす。從來印度の軍隊は屢々印度帝國

以外の地に派遣せられたり、即ち一九〇〇年には南亞戰役及び北清事變のため印度英國軍六箇聯隊及び二十一箇の土民兵聯隊を派遣せり。其北清事變に参加したるものは守備隊として香港に駐屯せる大隊を加へ一萬五千二百名を算したり。斯く印度軍隊の國外に使用せられたるを見る時は近時英國政府に對し印度軍事費の一部負擔を請求したると理由なしといふ可らざるが如し。

亞弗利加に於て英國は多大の土民兵を備へり。西部海岸殖民地の防備に充てらるゝ西部亞弗利加國境軍は英人及び土民の大隊より編成せられ、同軍の常備兵は約八千名とし之を各殖民地に分置せるが其大多數はナイジェリアに駐屯す。西部亞弗利加に於て最も倚賴するに足る土民兵はホーザ人 *Hosanna* にして其軍事上の經歷偉大なる體格及び規律的の習慣は兵卒として最も有用なるを示せるなり。ローデシアの警察隊は事實上一箇の小軍隊と目す可きものにして全然行政上の用に限らるゝに拘らず、其編制は軍隊的にして頗る興味深き制度とす。此警察隊は好運を求めんため南亞に來れる英國の青年紳士中よりして大部分募集せられ、此等の人々は稍冒險的の而も寧ろ卑賤なる斯る職務よりして其努力を初む

るなり。今日迄此ローデシア警察隊は非常に困難なる重要事業を遂行せり。彼のマシヨナランド *Mashonaland* 平定の如き一箇年間に其全軍の半を失ひたる程なりしも土民の叛亂が全部鎮定せられし結局迄は何等の故障なく軍事行動を繼續したりき。

埃及の軍隊は一八八二年以來幾多の英國司令官の下に頗る有能の程度に發達せり。同軍隊の兵員は一萬六千名にして埃及農民中より撰拔募集したる壯丁及びスーダン人中より任意徵募せし者より成る。其歩兵大隊中四箇大隊及び騎兵中隊の半數は埃及士官によりて指揮せらるれど、高級指揮官は總て英國將校を以て之に充つ。此等の將校は亞刺比亞語を解し地方事情及び土民兵の性質に精通する者たるを要す。埃及兵の有能なるはスーダン戰役中キツチネル將軍の指揮下に於て充分發揮せられ、三十年前には度す可らざる臆病者と認められし土族が最も困難にして堪え難き軍事行動を何の恐るゝ所もなく遂行したるが如き好成績を示したり。

佛國ノ殖民軍。幾多の論議を經、且つ一八八九年及び同九三年の法律等數回の

部分的法律を制定したる後佛國の殖民地軍は遂に一九〇〇年七月七日の法律を以て確定的の制度たるに至れり。此法律案が佛國議會の討議に附せられし際幾多の論争を惹起したる要點は實に殖民地軍を海軍省に屬せしむべきか或は陸軍省の管轄下に置くべきか果た又之を殖民省に隸屬せしむべきかの問題なりき。殖民地軍の特性より論ずる者は之を殖民省の管轄下に置かざれば到底其目的を到達する能はず若し各殖民地の太守が行政長官たると同時に又軍隊の司令權を有するならば戰時にあける殖民地防禦を最も有能ならしめ得べしと主張せり。然りと雖も佛國議會に於ては此説に反對する者少からず若し殖民省に軍隊の指揮權を附與せんか陸軍の統御を數個に分割する結果となり爲に集中的の計畫に對し有效に之を用ひ難きに至るべしと危慮し遂に殖民地軍をも之を陸軍大臣に隸屬せしめ其主要目的は殖民地の防備にありと雖も必要の際には母國の防禦に使用し或は佛國領土外の戰役にも充て得るととなしたり。されど結局佛國軍隊より殖民地軍の指揮權分割に付き幾分の讓歩をなし殖民地の領域内に於ける陸軍は之を其地方の行政長官に隸屬せしめたり。此制度は若し陸軍省と殖民省

の間に其執るべき政策に就て意見の衝突を來すとあらんか到底多大の紛雜と不便を免れ難きが如し。一八九三年の法律を以て殖民地の或る者に對し適用せられたる義務兵役制度は一九〇〇年に至り廢止せられ爾來殖民地軍は其基礎を志願兵制に置き服役期間を三箇年と定めたり。(此法律中には殖民地の急激なる同化を求むるが如き何等の規定をも存せず蓋し現時の佛國殖民地立法の傾向を示す好適例といふべし)アルジェリア及びチュニスに駐屯せる軍隊は佛國常備軍の一部にして上記の法律を適用せられざる者とす。

一九〇三年殖民地防備に關する諮問委員會組織せられ同委員會はチュニスアルジェリアの兩地を除き其他の殖民地に對し合計五萬四千人の兵員を備ふべき一般計畫を案出せり。此計畫の基礎たる殖民地軍事政策の原則とする所を見るに(イ)殖民地の自衛を完成するため軍隊の兵員は母國より徵募せずして成る可く殖民地自體に於て募集するの最も望ましき事(ロ)軍隊の主力は之を最も主要なる殖民地に置き其他の殖民地に在りては兵器彈藥及び義勇兵組織の如き防備上絶對に必要なもののみに止め置く事(ハ)相隣接する殖民地は攻守共に最も有效なるべき位置に其軍隊を集中使用し得るが如く相聯絡する事等にして此等原則の

實行上委員の提議したる所は、第一、有事の時防備に任せしめんため殖民地に居住する佛人に對し軍事教育を施す事、第二、殖民地を五區に區分し其各區の軍隊は之を一名の司令官の麾下に屬せしむる事、第三、全く重要ならざるか又は自然の地勢上敵が其領土内に侵入する事最も困難なるが如き殖民地の守備隊を減少する事、但し印度支那の軍隊のみは益々之を増加し師團編制となす事等是れ也。此最後の項目は印度支那に於て強大なる海軍根據地を設けんとする計畫と共に如何に佛國殖民地の一般爲政家が同地方を以て佛國の最も有望なる殖民地と認め且つ清國問題に對し其手腕を振ふを欲しつゝあるやを明示するに足ると云ふべし。委員會の提案に基き佛國殖民地は其後法律を以て五區に方劃せられ、其各區には夫れ々所屬の軍制を設けたる結果佛國殖民地軍の組織的能力を著しく増大せしめたり。此等の制度は實に幾多の強大なる海軍根據地建設の政策と共に佛國人が現今其殖民政策に對して傾倒しつゝある精力智略及び方法の特徴を形作するものと認むべき也。

ガリ、エニ將軍ノ政策、土民の甚しき反感を招くことなく殖民地政府を確立し

且つ公共的大事業に對して軍隊を使用する政策はマダガスカル島總督ガリ、エニ將軍 General Gallieni に依て學理的に遂行せられ、其實蹟は特に深大なる注意を惹くに至れり。新領地の平定に關してガリ、エニ將軍は其根據地より遠く離れて強大なる軍隊を動かし土民の征服を試むるが如きを全然不可とするの主義を執りたり。即ち或る地方に於て土民が敵意を有し其土民の實狀に關し征討隊が知る所少なき場合に當りて遠く強大なる軍隊を派し之を壓服せんとするが如き政策は決して永久的平和を求むるの途にあらず。此の如きは爾後頻繁に同地方の討伐を試みざる可らざる必要を生ずるに止まる。故にガリ、エニ將軍は充分平定の實を挙げ且つ永久に之を統御し得る地方の外は之を征服せざる方策を把持し、先づ平定の目的に對しては、其地方を數個の圓形區に分劃し、各區には絶對統治權を有する司令官を置き、更に其圓形區を數箇の扇形區に區分し、大尉又は中尉を以て其指揮官に充てたり。斯くて此等の陸軍將校は其區域内に於て土民の習俗を研究し且つ土民の有力者に昵近し以て彼等と親善なる關係を結ぶに勉め、又其部下の軍隊を公共事業の建設に對して有能に使役せしむるものとす。若し鎮壓に當り

兵力に訴へざる可らざる場合には土民に對し其兵力が單に秩序を回復し良政府を建設すべき目的のみに使用せらるゝものなるを知悉せしめざる可らず。されば若し軍隊が戦闘の必要上或る村落の一部又は全部を破壊したる時は戦闘後其軍隊は破壊家屋の再建を援助せざる可らず。斯て新政府に歸順したる土民に對しては完全なる保護を加へ得べし、是蓋し如何なる地方に於ける軍事行動も斯る保護を有効に行ひ得べき範圍外に出づることなきを以てなり。(南西部亞弗利加に多き長日月間の戦争を見れば最も精銳なる兵を以てするも、ガリエニ將軍が一八九八年五月二十日發したる訓令は將軍の政策を最も明確に表明せるものといふべし。)將軍曰く「我等の前方に横はる土地は我等の背後に存する總てが完全に整理せられたる後に非ざれば決して占領す可からず。一週間前迄歸順せざりし土民も今日に於て我等を迎ふべく又明日の叛徒に對し有力に我等を援護すべし。我等は一步一步確固たる立脚地を得て前進せんと欲す。我等が占領したる最後の地方は更に占領せんとする地方の觀測台となり、之よりして各區の司令官は前方の形勢を考察し前面にある未知の土民と關係を結び又既に歸順したる土地を利用し

得べく、又占領すべき新地點を決定し前進の準備をなし得べきなり。此方法は決して失敗を來すことなく、是によつて其國と其住民を救ひ且つ彼等を我佛國の勢力下に従はしむるの基礎を作り得べし。此方法を遂行せん爲には我將校が多くの高貴なる資質を備へざる可らざるを見る。即ち未知未征服の地方に於て確實に立脚地を占めん爲には獨創力、智略及び活動力を要し、又我が威名を損するが如き背進を避け且つ我前進上に利用し得べき諸種の要素を識別せんが爲には慎重、平靜及び慧眼等の資質を必要とすべし。占領地と其住民を保護する事は蓋し最も必要なり、實に彼等は將來殖民の事業に於て我等を援け且つ我等の代理者たり又協同者たるべき運命を有する者なればなり。故に町村等に於て戦闘をなすの止むを得ざる場合に當りて我が殖民地軍の將校は其住民を征服したる後、第一に先づ其村落を舊狀に回復し即時に市場を開き學校を設くるの注意を忘る可らず。故に其戦闘に當りても可及的總ての不必要なる破壊行爲を避けざる可らざる也。』此最後の要點こそ實に殖民地に於ける戦闘を指導すべき原則にして國家と國家の間に行はるゝ一般の戦争と全然性質を異にする所以とす。普通國家間の

戦争にあつては其主要目的は可能的多大の損傷を敵國に與へ總ゆる手段を盡して敵國の力を減殺するに在り。然るに殖民地の戦闘に於て將校の肝銘すべき第一の注意は其兵力が唯秩序の維持と地方の平定にのみ使用せらるゝものにして、土民を害し又は財物を破壊するが如き惡意は寸毫だも有せざるを感知せしめざる可らざることは是也。

ガリエニ將軍の採れる第二の方策たる文明的諸工事に軍隊を使役することは軍隊自らの爲には大に推奨すべきものなるも公共事業にとりては常に最も良好なる結果を齎したりと云ふを得ず。蓋し是れ軍隊の組織が殖民地の經濟的發展に之を利用し得るが如き能力を備ふとするも適應すべき方法の充分ならざると一般陸軍將校は其軍隊の主腦たる位置にある者が時々錯誤を生ずることあるも能く之を補ひ公共的の諸工事を全く満足と成功の間に進捗せしめ得るが如き通俗的事務に慣熟せざるが故なり。マダガスカル島に於て陸軍當局者の手によつて遂行せられたる多くの企畫は皆精力を無用に浪費したりとの専門家の批評を免るゝ能はず。彼の經濟的資源無く又將來に對して何等の價値なきアムバト

Ambato及び其附近に於て遂行せられたる諸種の工事の如き其適例なりといふ可き也。

獨逸の殖民地軍は帝國軍隊より全然分離せしめられ、一八九八年の勅令により一個の完全なる組織たるに至れり。カメルン及び獨領東部亞弗利加に於て殖民地軍は歐人の指揮下に土民兵を以て編成せらる。而して東部亞弗利加に於てスーダン人のみは下級幹部たることを得べし。元より黒奴の血液を有する事一層多き東部亞弗利加の種族は何れも皆兵士として頗る有能なりと雖も、スーダンは東海岸地方に於ける最も精銳なる良兵たり。これに反し南西部亞弗利加及び清國膠洲灣に於ては其軍隊は殆ど全く白人より編成せらる。然れ共白人兵の使役は頗る失費多きを以て現今は多數の支那人及び南亞土民を徵募し次第に白人兵に代らしむるに努めつゝあり。獨逸殖民地軍隊は皆佛國の實例に倣ひ之を道路鐵道及び其他の公共築造物の建設に使役しつゝあり。

公有地制に關し其行政上特に吾人が深き注意を拂ひたる公果自由國は歐洲人の指揮の下に一萬五千有餘の土民より成る公兵を備ふ。此公兵は軍隊組織を有

すと雖も唯名のみ軍隊にして之に徵募せらるゝ土民は名義上志願兵制度なれども事實に於ては政府のため強制的に使役せらるゝなり。兵卒の服役年限は之を四箇年とし更に十二箇年間豫備役に服さざる可らず。公果自由國は内實非常の矛盾あるに拘らず表面上飽く迄も非奴隸主義を標榜しつゝあり。從來家内奴僕なる比較的穩和なる制度の下にありし土民を盡く「自由民」となし更に之を國家の軍務に就かしめたり。此等の兵士は一般土民に課せられたる賦役の強制及び租税の徵收並に叛亂の鎮定に使役せらる。然りと雖も此公兵自らも貨物の運搬及び官有農地の耕作等最も過重なる勞役に服さざるを得ず。同國政府は公果上流地方に住する喰人種をさへ此公兵に採用するを否まず而して斯る土民は最も野蠻なる方法を以て其職務を遂行し公果を通じて戰慄すべき影響を及ぼしたり。比律賓群島ノ軍隊。米國は特に殖民地軍とも稱すべき組織を有せず。比律賓島における戰鬥の歴史は一方米國兵の軍事的資質が頗る倚賴するに足るべきを表明したれど他方殖民地の戰鬥に於て特に此目的に對し訓練組織せられたるに非ざる白人兵の使用が如何に不利益なるやを明示したりき。同島における數年

間の戰費は一億五千萬弗の巨額に昇り此の如き浪費は唯僅に米國の如き富國のみが能く經驗し得べき所なるも亦如何なる富國と雖も再び之を繰返へすは到底耐へ難き所なるべし。米國軍隊の組織が常に殖民地の戰鬥に適せざるのみならずその執りたる戰術も殖民地の戰鬥に用ふべきものたるよりは寧ろ國際戰爭に當りて適用せらるべき種類なりき。故に軍略上の見地よりせば充分なる成果を收め得たるも其住民の心裡に深き怨恨の念を抱懷せしむるに至れり。征討は小分遣隊によりてなされ而て軍隊は屢征服後直に其地を退去せしが故に一度米國政府に屈從するの止むなきに至れる住民も直に翻つて欺を叛徒に通ずるの有様なりき。其外土民を一他に集中するの政策をも試みたるが其方法は曾てキユーバに於て行はれたるが如き殘忍なるものならざりしにもせよ尙土民に對し多大の苦痛と經濟上の損害を與へたり。土民兵の使用は馬尼刺民兵隊の組織せられ又從來西班牙人によりて訓練せられたる比島聯隊の消滅したる迄は毫も考究せられず。斯て米國軍隊は最も蒙昧野蠻にして其暴虐を蒙りたる一般土民より非常に厭惡せられつゝあるマカベマ Macabebes 族と聯合するが如き愚を

なしたりき。

然れ共戦争の終末期に至り米國軍は殖民地に適用すべき特別平定法を最も有能に採用する事となり彼のミンダナオ Mindanao 島における道路構築に當りて多數のモロロ土族を利用したるが如き其好證左と云ふべし。(雜誌大西洋 The Atlantic Monthly) 九二號八頁 其外軍隊内における土民の分子は次第に増加せられ又幾多の土族を兵員に採用し今や比律賓島軍隊は主として土民兵より編成すべき原則を確立するに至れり。一九〇四年に於て比島軍隊の兵力は白人兵一萬二千人、偵察士兵五千人より成り外に土民警吏六千九百人を算へたり。米國は比律賓の土民よりも一層適良なる精兵を求め難かるべく此等の土民は既に従前西班牙人の下に多大の成功を以て軍事教育を施されたりしなり。清國人も亦必要の場合に於て屢々兵士として訓練するに足るべし即ち膠州灣及び香港における實例によれば彼等が歐人の訓練下に養成せらるゝ時は頗る精良の兵士及び憲兵たり得るを證明す。

以上各殖民地における兵力及び兵制を考究し終れり扱て次に起り來る問題は如何なる範圍に於て武力が内部地方例へば亞弗利加大陸の内部等に使用せらる

べきやの點なりとす。土地占領に關する國際法の規定に従へば如何なる地方に對する主權と雖も實際に有效なる統治を行はずして單に不充分なる名目上の占領に止まる者は之を有效なりと認めず。然りと雖も亞弗利加内地における幾多の戰役(亞弗利加チヤツド湖 Lake Tanganyika 附近における佛軍の經驗は亞弗利加に於て餘り比活動的なる侵襲策が非常に危險にして困難なるを證明して餘りあるべし。) 比律賓島における米國の統治並に東京、アツチン及び南西部亞弗利加における殖民地戰役の實例は孰れも皆單に武力を以て永久的不斷の統御と其維持を試みんとするは唯殖民地として到底堪ふ可らざるが如き莫大の金額を徒費するに止まるものたるを示せり。元より武力を以て根本的の反抗を擊滅し叛亂の廣地域に波及するを防止すること必要なれど、斯る軍事行動に續いて直に之に代るべき他の方法を適用するに非ざれば殖民事業は非常の失費に終るを免れ難かるべし。殖民地平定の最も有效なる方法は巧妙に土族の酋長と結び、土民社會の舊慣習俗を盡く容認すると共に土民に利益を與ふべきこと明確なる改革を行ひ土民の保護と之に對する友情とを支持するにあり。英國は實に此方法をナイジェリア及び馬來聯邦に實施し武力のみの征服に比しその遙に有效なるを明にせり。

殖民地ノ警察制度。殖民地に於て秩序維持の目的を以て可及的迅速に軍隊に代ふべきは警察制度にして其性能は全然軍隊と異なるものあり。即ち軍隊の活動は叛亂を鎮定せんため敵の武力に對して我武力を行使するに外ならず、然るに警察の性能は防禦的にして又保護的なり。其秘密探偵法により常に土民の輿論と相接觸してこれが動靜を詳にし、叛亂一揆の惹起せらるべき傾向を防止するに其力を盡さざる可らず。斯の如くして軍隊の力により鎮壓を要すべき暴動として實顕し來るに先ち警察は之を探知し得べき也。

殖民地警察の組織には多くの困難なる問題の横れるあり。殖民地政府が未だ確立せらるゝに至らざるか、或は民心政府に對して強烈に反抗すべき危虞ある場合に於ては先づ第一に秘密探偵制度の組織を必要となすべし。印度帝國における此制度は他の殖民地中比肩すべきもの絶無なる程に完備せり。動亂の虞れある國境及び其他の地方における秘密探偵をなす場合には名を土地測量に藉りて之を行ふを常とす。又軍事警察と行政警察との間には確然たる區別の存せるを見る。軍事警察は實際上軍隊組織を有する巡邏隊と見做さる可きものにして唯

軍隊と異なる所は其行政長官の指揮下にあるの點のみなり。例へば緬甸の軍事警察は其要員を印度より徵募し歐人を以て指揮官とし行政廳の管轄下に屬して實際上警察の能力を有する一種の軍隊を成せるなり。比律賓島の警保兵も亦軍事警察制度の一にして既に平定に歸したる地方に於て漸次軍隊に代りて之を置き唯叛亂の廣さに亘りたる場合のみ軍隊の力を藉ることとなしたり。此警保兵は最初同島評議員會の創設にかゝり、地方の状況に精通し比島土民を熟知せる二名の指揮官の下に編成せられ、各士官の採用は競争試験を以てし、服役すべき地方の土語に通ずるを要す。下級幹部は之を土民より採用す。最初は此等の警吏が土民に脅迫を加ふるを制壓すること頗る困難なりしが比島評議員會の制定せる法律第六百九十一號により之を律するに全然軍隊の主義を以てし、嚴格に之を勵行したりしかば今や大に其弊風を減ずるに至り、同島の約五分の四に及べる平穩の地方は下士卒盡く皆土民より成る六千九百名の警保兵によりて統理せられつゝあり。而して行政長官は唯平定せられたる地方の秩序を回復するため万止むを得ざる時のみ警保兵の援助として軍隊の力を藉るものとす。

軍事警察は未だ充分に平定せられざる地方に於て使用せらるゝの常なれば、其要員は通常服役地より離隔したる地方にて徵募せらる。例へば緬甸の警察は印度のシーク人又はガルカ人 Gurkha 中より徵募せられ、亞弗利加の諸殖民地に於てホーザ人は同族の居住地より遠隔せる地方に於て軍事警察官として服務す。(比律賓島の警保兵のみは警察隊は一地に永住し以て其地方) 之に反し行政警察は職掌上其の状況に熟知するを要すとの原則に依て徵募せらる。地方の状況に最も精通せるを必要とするを以て其他の住民中より徵募せざる可らず。東洋諸國に於ては通常土民の村落中に固有の警察制度の存するありて歐人の殖民地となりたる地方も多く皆之を繼續せり。蘭領殖民地の如き其原制度を保持し多くの利益を收め得たり。即ち交番を以て行ふ此等地方固有の見張番又は巡査に對しては政府より其費用を支出せざるを以て蘭領東印度諸島に於ける警察費は頗る軽減せらるゝを得たり。多數の支那人が居住する殖民地に於ては多くは特別の警察規定を設け又特別の警官を以て之に任ずるの常なり。

殖民地の警察官に土民を採用するは歐人の使用が非常に費用多きため絶對に必要なりとせらる。印度における警察官の總數は六萬五千名(此人員中には軍事警察官及び確實なる村

落の土民警吏(Chakris)の多數を算し勿論歐人を之に使役するが如きは問題とならざるを包含せざるなり。の多數を算し勿論歐人を之に使役するが如きは問題とならざるが其他熱帯地方の各殖民地は何れも皆同様の状態にあり。然りと雖も此役務に對し土民中より適材を拔擢するには多大の困難を感ぜざる能はず。蓋し土民巡査は或は其職權を利用して私怨に報ゐんと試み或は反抗の力なき人民を脅迫財物を強奪するの弊少からず。殊に長年月間腐敗せる專制政府の統治に慣れたる地方に於ては土民の官吏は何れも大小となく下民に壓制を加ふるに熱心ならざるなし。斯の如くして土民巡査の腐敗と壓制とは殖民地政府をして非常なる困難を感ぜしめつゝある也。(シエラレオンの土民警官が行ひたる暴虐非道は同種民地に於て一八九九年の暴動を生ぜしめたる主因の一たり。亞弗利加の警官中最も有能なるはホーザ人にして且つ最も公平なり。) 英領印度の行政警察官は或は收賄を敢行し或は財物を得んと欲して故なく土民を拘留する等其評判頗る宜しからず。されば英人たる警部は最も正當なる警察行政を施かんため全力を盡して土民巡査の行動を取締る。然りと雖も印度の人民は啻に專制的の抑壓に慣れしのみならず歐人の到底耐ゆ可らざるが如き暴虐を蒙るも多く意とせざる也。此等の印度巡査が受けつゝある給料は頗る小額にして平均一箇年百七十留比に過

ぎず。斯て印度國庫の窮乏と地方行政に對する土民の不注意とは印度の警察制度に存する諸種の弊害を助長するに與つて力あるを認めざる能はざるなり。然らば如何なる方法を以て、警官の職務に土民を使用するがため屢々惹起せる諸種の弊風を除去し得べきか。是れ吾人と雖も未だ確答し能はざる所也。警察が軍事的性質を帯ぶる範圍に於ては秩序の維持者として要求せらるゝ資を具備するに近き土族中より其要員を徵募すること不可ならず。されど警察が地方的行政上に使用せらるゝに至れば最早土民に對して多くの信頼をなすこと能はざる也。此等土民巡查の不法行為に對し嚴密なる監視と峻烈なる刑罰を加へ且つ彼等をして其職務に對する責任を知悉實行せしむるが如く適當の教育を施さざる可らざるべし。此目的に對し殖民地政府は些少たりとも其費用を惜むが如き事ある可らず。一般警察官は埃及に於ける實例に倣ひ其行使すべき法律權限を熟知せしめ又其職務の責任を理解せしめざる可らず。彼等に對し嚴密なる監視を加へ脅迫及び暴虐等の行為の明なるあらば直に之を罷免し以て一般土民に對し斯る信用を要すべき位置にあつて斯る不法行為をなすは全然不可なるを

強く肝銘せしむること必要なるべし。然りと雖も吾人にして米國の文明都市における警察行政が如何なる状況にあるやを顧みんか吾人は殖民地の如き尙文明的の政府及び行政に關する觀念の極めて初步にある人民間の警察問題に對しては、長年月の耐忍を以て其成績の擧がるを待つゝの止むを得ざるを信する者也。

第十章 參考書目

A. OFFICIAL PUBLICATIONS.

- Sir DAVID GARDNER'S Report on the Insurrection in Sierra Leone. Parl. Papers. 1899, Vol. 60.
 Report of the Philippine Commission, 1902. I, 179.—*Ibid.*, 1903. III, 46.—JENKS, J. W., Report on Oriental Colonies. Ch. 5.—Deutsche Kolonial Verlag. 1902, 97-140.—GAILLIENI, Rapport d'ensemble sur Madagascar. I, 20-38.—DOUVER, Situation de l'Indo-Chine. 68, 251.
 B. TREATISES AND ARTICLES
 D'ANNERYVILLE DE LA SALLE, A. Madagascar. Paris, 1902. Ch. 5.—CHARLES-ROUX, J., Les colonies françaises. Paris, 1900. P. 79.—OIGAREQ, P., "La défense des colonies." *L'Année coloniale*, 1901.—DIXHOUS, Législation tunisienne. Ch. 8.—DISSENE, P., Législation coloniale. 230
 sq.—FOX HOWARD, H. R., Civilization in Congoland. Ch. 10.—GALLIUS, "Das deutsche Kolonia-

Heer". B. & K. 1: 517.—GAIFFYS, "Die französische Kolonialarmee." *Ind.* II, 489.—GIMBERT, *La Colonisation et législation coloniales*. Paris, 1903: 607.—GRANTIN, P., *L'armée coloniale*. Paris, 1902.—LANNESAN, J. LE DE, *Principes de colonisation*. Ch. 7 and 10.—LANNESAN, J. LE DE, *La colonisation française en Indo-Chine*. Ch. 2, 3.—LOUTER, J. DE, *States-ey Administratif*. Recht. 522.—MATHESON, Senator, "Australian Naval Defense." *Proc. R. O. Inst.* Vol. 34.—MAY, E. S., *Imperial Defense*. London, 1902.—PERRY, E., *Organisation des colonies françaises*. II, 125.—PINON, R., "Bizerte." *Revue D. M.* Sept., 1902.—ROBINSON, C. H., *Nigeria: Our Latest Protectorate*. Ch. 3.—SOHWARZ, K., *Kriegführung in den Kolonien*. Berlin, 1903.—SEAMAN, Major L. L., "Native Troops for our Colonial Possessions." *M. A. R.* Dec., 1900.—THOMSON, H. C., *Rhodesia and its Government*. Ch. 17.

第十卷 新編 叢書

殖民政策終

此書は日本の海外進出の歴史と其の理論の発展を考察するものであり、その結果として、日本の海外進出の歴史と其の理論の発展を考察するものである。

不許複製

明治四十三年五月五日印刷
 明治四十三年貳月十日發行
 定價金壹圓六拾錢
 翻譯者 松岡正
 發行者 田宮弘太
 森山章之丞
 印刷者 寄木弘
 東京市神田區表神保町貳拾地
 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

發行所

東京市神田區表神保町貳拾地
 電話 神本局四三七番 五三九番
 現存貯金口座 百三十五番
 東京神田 東京牛込
 東京堂 同文館支店

同文館
 大阪東區 大阪北區
 實文館 盛文館
 日韓京城 日韓京城

印刷所 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
 秀英舎工場

著生先一歸江堀授教學大塾義應慶

策政業商際國

通商條約改正の期は正に目前に迫れり常に經濟財政に留意し又た貿易に關係せる諸君は先づ本書を一讀して商業政策の學說及實際に通じ以て近き將來に起るべき大問題に備へざる可からず本書は先生多年の刻苦研究に成り筆を外國貿易の概念に起して自由保護政策の得失關稅法關稅制度其他貿易に關する諸設備機關等全般の問題を研究し我が現行通商條約關稅法規の缺點を指摘して將來の改正に及び英獨米佛諸國商業政策の沿革並に現今の問題を論じて一讀能く世界經濟の大勢を明かならしむ立論の雄大考證の該博敘事の周密眞に近來の快著なり切に一讀を薦む

上製全一冊 定價金一圓八拾錢 郵稅金拾貳錢

町保神表 館文同 田神京東

纂編會學策政會社

社會政策論
叢第一輯

工場法と勞働問題

洋裝全一冊
定價金壹圓
郵稅金八錢

近時我國の實業は長足の進歩を致し國富の増進誠に著しき者ありと雖も之が爲に貧富の懸隔稍や其の度を高め社會の調和次第に破れんとするの兆あり殊に資本家と勞働者との衝突の如き既に其の萌芽を見る今にして之が救済の策を講ぜざれば後日必ず曠野の悔あらん本書は斯問題研究の中樞たる社會政策學會に於て盛澤男爵以下朝野の名士十餘大家が大に斯問題に就て卓論を闡はせられたる其の顛末及び講演を輯録せるもの苟も經濟及び政治界に關係を有するの士は必ず一讀せざる可からざるの書なり

社會政策論
叢第二輯

關稅問題と社會政策

洋裝全一冊
定價金壹圓
郵稅金八錢

締盟各國との通商條約は近く改訂せらるゝの運に迫れり今に於て一定動かし可らざる學理の刀斧を磨し此の弊根錯節に處するの準備を整ふるは實に焦眉の念と謂はざる可らず社會政策學會は曩に大會を帝都に開き朝野の俊傑を集めて此の大問題に關する卓論を闡はし俗子の管見を破り市井の僻說を掃きたり之を蒐録したるもの即ち本書にして曩に是れ斯問題の最要關鍵たり

町保神表 館文同 田神京東

2G-165

著生先三德田福 士博學法

究 研 學 濟 經

識解の淵博議論の截利卓然として時
流を抜き經濟界の革命兒を以て目せ
らるゝ者は福田博士なり本書は博士
の論文全集にして其の八面鋒の向ふ
所悉く碎け曲學阿世の徒をして顔色
なからしむ今や大歡迎四版を重ねる
に際して大に補輯を加へられ頼に新
觀を成せり市井の管見巷閭の俗論を
破り新らしき光明に照して時事問題
を解釋せんと欲せば直ちに購ひて讀
破せられよ


上 製 定價金三圓四拾錢
全一冊 郵税金拾六錢


著生先雄正戸神士博學法授教學大國帝都京

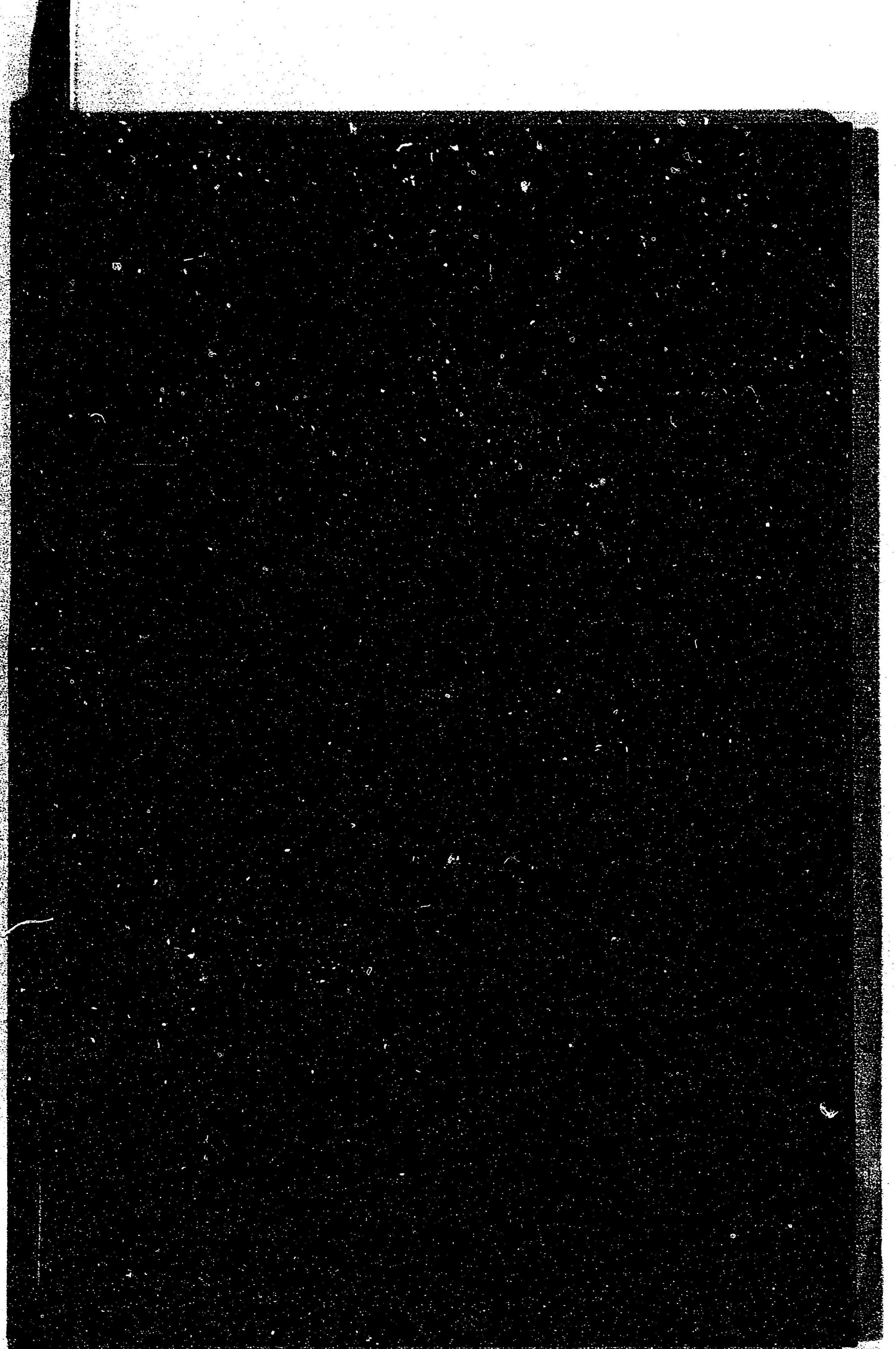
義 講 學 濟 經

六か敷きものとのみ思はれたる經濟
學を如何なる初心の人にも分るやう
實地卑近の事例を引き最も面白く
譯說せられたる好著にして如何に理
屈嫌ひの人も本書を手にしては其の
趣味ある叙述に酔ひて巻の盡くるを
覺えざるべく讀み終りて顧みれば既
に最新經濟學の理論と應用とを殘る
限なく了解したるに心付くならん本
書の發行以來既に再版を重ねるに至
りしも故なきにはあらざるなり一日
も早く購ひて此の有益なる新知識を
得給ふべし

布 製 定價金一圓
全一冊 郵税金八錢







334.7

CR37

M

M

041454-000-5

334.7-cR37sM

殖民政策

ポール・エス・ランチ/著

M43.2

BDG-0056



